

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議（第6回）

出席者一覧

【委員】

鎌田 耕一	東洋大学 名誉教授
芦野 訓和	専修大学法学部法律学科 教授
上野 達弘 ※	早稲田大学法学学術院 教授
北村 行夫	虎ノ門総合法律事務所 パートナー弁護士
佐藤 大和	レイ法律事務所 代表弁護士
末吉 亙	K T S 法律事務所 パートナー弁護士
田栗 浩	公益財団法人新国立劇場運営財団 常務理事
塚口麻里子	N P O 法人舞台芸術制作者オープンネットワーク 理事長
寺田 航	全国舞台テレビ照明事業協同組合 常務理事
	一般社団法人日本舞台技術スタッフ団体連合会 代表理事専務
長澤 哲也	弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー弁護士
福井 健策	骨董通り法律事務所 代表パートナー弁護士
前田 哲男	染井・前田・中川法律事務所 パートナー弁護士
森崎めぐみ	一般社団法人日本芸能従事者協会 代表理事
	全国芸能従事者労災保険センター 理事長
大和 滋	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 参与

【オブザーバー府省庁】

井田 俊輔	総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長
堀 泰雄	厚生労働省雇用環境均等局総務課雇用環境政策室参事官
渡邊佳奈子	経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課長
鮫島 大幸	中小企業庁事業環境部取引課長

【文化庁】

都倉 俊一	文化庁長官
中原 裕彦	文化庁審議官
板倉 寛	文化庁文化経済・国際課長
中山 恭幸	文化庁文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室専門官

(※はオンライン参加)

「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）（案）」
に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）（案）」について、令和4年5月23日から令和4年6月13日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）・電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計141件（うち団体から：32件（18団体））の御意見をいただきました。

いただいた主な御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

主な意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方

主な意見の概要		文化庁の考え方
I はじめに		
1 ガイドライン（検討のまとめ）の背景		
	なぜ「我が国の文化芸術は、グローバルな競争の中で新たな付加価値を創出していくための、世界に誇る最大の資産」なのか説明してほしい。	御意見を踏まえ、文化芸術固有の意義等について追記しました。
3 ガイドラインで対象とする契約関係		
	文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）「以下「本ガイドライン」という。」の対象とする範囲全てをまとめて考える必然性は乏しいのではないか。	文化芸術分野の取引は、分野や職種等により多様であること等を踏まえ、分野共通的な項目等を提示することとしました。
	出版・Web 関連についても本ガイドラインで触れてほしい。	本ガイドラインは、文化芸術基本法第16条の芸術家等を対象としており、出版・Web 関連も含まれると考えています。契約において明確にすべき基本的な項目や考え方等を提示しておりますので、ご活用いただければと考えています。
	VR（バーチャル・リアリティ）や AR（拡張現実）、メタバースといった、契約形態や各種制度が整っていない過渡期の表現についても、ガイドラインで触れることを求める。	貴重な御意見として承ります。文化庁としては、パブリックコメントの御意見等を踏まえ、今後に必要な検討を随時行ってまいります。
	所属事務所を独立したタレントが「干される」「活動できないよう圧力をかけられる」不利益を是正するため、それら行為は禁止される旨の条文を設定した業界標準契約ひな型の条件提示と業界への是正指導・啓発で是正していくべき。	貴重な御意見として承ります。文化庁としては、パブリックコメントの御意見等を踏まえ、今後に必要な検討を随時行ってまいります。
	発注者と代理人であるマネジメント会社との間で結ぶ「出演契約書のひな型」も作成されることが妥当ではないか。	「所属事務所等が契約する場合の留意点」を記載しております。文化庁としては、パブリックコメントの御意見等を踏まえ、今後に必要な検討を随時行ってまいります。
	芸術家等が芸能事務所等に所属するために締結する専属契約等については、本ガイドラインの対象外であることを明確にすべき。	御意見を踏まえ、いわゆるマネジメント契約について、本ガイドラインでは言及していませんが、契約の書面化の推進や取引の適正化の促進など参考にできるところは考慮していただきたい、と追記しました。文化庁としては、パブリックコメントの御意見等を踏まえ、今後に必要な検討を随時行ってまいります。
	多くの芸術家が仲介事業者の力を借りているが、この点本ガイドラインでほとんど語られていないことはよくない。	
	特に実演家は、多くの場合、いわゆる芸能事務所に所属していることから、事務所と実演家との間の契約関係の適正化も求められる。マネジメント契約について今後検討すべき。	
	事務所所属契約書に関して、移籍等に伴う活動禁止・制限条項は禁止すべき。	
	芸術家等、事務所、制作者の三者契約の実現が必要ではないか。	貴重な御意見として承ります。
4 本ガイドラインに関連する主な法令やガイドライン等		
	独占禁止法においては「優越的地位の濫用」に当たるかどうか重要。ついては、どのような行為が「優越的地位の濫用」にあたるか、具体的に文化庁の解釈を示して頂きたい。	事業者等と芸術家等を含めたフリーランスとの取引については、独占禁止法、下請法、労働関係法令の適用関係や、これらの法令

		に基づく問題行為を明確化した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）」が策定されているため参照されたい、としています。
	下請法から「資本金 1000 万円」ルールを撤廃し、全発注者を下請法の対象としてほしい。	御意見については法令所管省庁にお伝えします。
	下請法の遵守が一貫して強調されているため、結果として「労働者性」を否定する方向へと誘導しているように受け止められる。	貴重な御意見として承ります。
	俳優・実演家の働き方の実態を踏まえたものとして、一般労災に関する俳優の労働者性の判断基準の見直しが必要であり、業務災害には一般労災が適用されるべき。	御意見については法令所管省庁にお伝えします。
Ⅱ 文化芸術分野における契約上の課題		
1 文化芸術分野において契約の書面化が進まない理由		
	「業務に大きな支障が生じることがなかった」と明示することは、その実際として様々な権利の侵害や業務上の不適切な扱いなどが存在したことを軽視することにつながりかねない。	御意見を踏まえ、「業務を進めてこられた」と修正しました。
2 曖昧な契約や不適正な契約書によって生じる問題		
	曖昧な契約や不適正な契約によって生じる問題についてガイドラインの指摘は妥当であり、この問題に関して早急な体制の見直しが必要。	御支持の御意見として承ります。
Ⅲ 課題を踏まえた改善の方向性		
1 契約内容の明確化のための契約の書面化の推進		
	契約の書面化は基本的に義務とするべき。	貴重な御意見として承ります。
	書面契約の義務化以前に、発注者と受注者が対等に協議できる等、適正な契約環境を構築するために必要な土壌を整える必要がある。	貴重な御意見として承ります。文化庁としては、今後とも適正な契約関係の構築に向けて必要な取組を進めてまいります。
	契約書を取り交わす作業自体が、フリーランスの受注者には大きな負担になるケースもありえる。制作現場の実態に照らしても、全て契約書等を締結することは実務上困難な作業。下請法等の対象とならない個々の取引の適正化の方策は、契約関係の書面化に限らず、当事者間の事前協議に委ねるケースも認められるべき。	各分野や業界等の実情に応じて契約の書面化を推進していくことが求められると考えています。
	「実情に応じて」という文言を根拠に実際には書面化が進まない事態に陥ることが予想される。それを防ぐ行政的な取組を明記すべき。	実効性確保のための方策において、文化庁による研修会の開催や相談窓口の設置等に取り組んでいくことや契約関係の適正化に向けた更なる検討を進めていく必要がある旨記載しています。
	契約書を作成することの目的は、事後のトラブルを防ぐことにある。そこで、ガイドラインにおいては、契約書を、具体的な業務に着手する前に作成するべきであることを明記されたい。	御意見を踏まえ、「事前に」と追記しました。
	発注者には、各種事業者とのやり取りについて、電話ではなく、文字情報での記録保存を行えるチャット等でのやり取りを行う	書面は、紙による交付に加え、メールや SNS のメッセージ等の電磁的記録によるものな

	事を推奨してはどうか。	どが考えられる、としています。
2	取引の適正化の促進	
	内容について賛成。事前に条件について十分に協議・交渉が行われ、その内容が書面によって明らかにされることが、芸術家等が創作活動に専念できることにつながると思う。	御支持の御意見として承ります。
IV	取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等	
	文化芸術関係者の待遇の改善を望む。「取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等」に全面的に同意。仕事である以上、文化芸術を提供する側とスポンサー側の対等な関係が必要であるため、契約書の内容は改善されるべき。	御支持の御意見として承ります。
1 (1)	業務内容	
	発注者に迷惑がかからない範囲で芸術家等が作品のクオリティを高めることができるよう、発注内容の要件に余白を持たせることも検討する必要がある。	発注者、受注者双方が依頼内容を十分に理解し、明確にしておくことが必要と考えています。
1 (2)	報酬等	
	演者にチケット販売のノルマを課す等は禁ずるよう明記すべき。	発注者と受注者が十分に協議した上で決定されることが重要と考えています。
1 (3)	不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い	
	行政や自治体からの補助金がある事業や、公立文化施設の自主事業等には積極的な配慮を率先されることを期待している。本ガイドラインにも「行政や自治体からの補助金がある事業や、公立文化施設の自主事業等、予算が一定程度確保されているような場合」と追記してはどうか。	民間の自主事業等で予算が確保されている場合も想定されることから現状の記載としています。
1 (4)	安全・衛生	
	発注者の身体的・精神的な健康状態への配慮が重要という点に賛成。しかし、「受注者全て」に一層の配慮が必要とすべき。	安全配慮上、特に配慮が必要な場合について、「一層の配慮」としています。
	児童、年少者や未成年者の出演契約においては、出演時間、作品の表現に関してや、契約の当事者など、成人とは異なる要因が多いため、別枠として条件・注意点を記載すべき。	貴重な御意見として承ります。
	労働者は年に一回の健康診断・人間ドックは受けるように努力し、使用者も受けさせるようにしてほしい。	
	高所での撮影やワイヤーを使った演出は、産業医が実施可否判断を行い、安全の確保に努めるべき。	
	安全管理に関する意思疎通不足や体制の課題等については、より具体的な理由を記載し、改善策を提案するとよいのではないか。	安全衛生管理者を置くことが望ましいとしています。
	さらに踏み込んで、「責任体制を明確にし、安全衛生管理者を明記すべきである」と記載することを求める。	御意見を踏まえ、「安全衛生管理を行う者を置くことが望ましい」と追記しました。
	「制作や実演現場における多様な分野、立場の専門家が関わることにより意思疎通不足、指揮命令系統や責任体制が不明確になること等が生じやすい」との記述が、あたかも現場の安全・衛生管理が総じて脆弱であるかのような誤解を与えかねない。	御意見を踏まえ、「指揮命令系統や責任体制が不明確な場合には事故につながりやすいとの指摘もある」に修正しました。

	安全管理については、保険の加入とその費用負担を含め、本来発注者側が担うべきで、実際にもほぼそのように運用されており、受注者側の保険加入については任意であるべきものである。「費用負担も含め保険に関する取り扱いについて発注者と受注者が協議することが望ましい」という記述については、受注者側に不利な慣行がつくられる恐れがあることから削除すべき。	分野や業種によって様々な考え方があり、受注者が保険に入ることも想定されることから現状の記載としています。
1 (5) 権利		
	権利の不行使のみを例示にあげ、あたかも権利の不行使を推奨するかの如く記載することは、不適切。この「受注者が権利行使をしないこととするなど」との例示部分は削除すべき。	御意見を踏まえ、「受注者が権利行使をしないこととするなど」の記載は削除しました。
	肖像権、パブリシティ権については、「名誉声望」のいかんにかかわらず実演家から譲渡できないことを明記すべき。	貴重な御意見として承ります。
2 その他の項目及び契約に当たっての留意事項		
	タレントが所属事務所を退所後、元所属事務所がタレントの活動や映像の利用等を制限していると思われる例がある。優越的な地位を利用した商習慣を是正し、過去の所属者が権利や管理権の返還請求ができるなど、本人や移籍後の事務所等が自由に利用できるように記載を盛り込んでほしい。	いわゆるマネジメント契約については、本ガイドラインにおいて言及しておりません。
	不可抗力によるに限らずに「公演等の中止・延期による報酬の取扱い」が事項として確認される必要がある。	貴重な御意見として承ります。
	出版・Web 関連業界においては契約解除・不更新・発注取り消しなどのトラブルが多いことから、1) 契約解除、不更新には「正当な理由」が必要であること、2) 3カ月前予告と、予告できない場合の補償、3) 「中途解約時の補償」と「発注取消し時のキャンセル料の支払い」を盛り込むべき。	貴重な御意見として承ります。なお、「中途解約に関する条項」についての留意点には、中途解約は受発注双方に対等に、明確に定めることが望ましいと記載しています。
	中途解約に関しては、着手から解約時までの間の対価について争いになることもある。契約書のひな型には、業務に従事した期間に見合う報酬が支払われるべきことが明記される必要がある。	貴重な御意見として承ります。
	特に実演家は、多くの場合いわゆる芸能事務所に所属している。この場合、実演に関する受注者は所属事務所となるものと考えられるところ、今後、発注者が所属事務所との間で出演に関する取引をする場合についても検討されたい。	御意見を踏まえ、事務所等が契約当事者となって発注者と契約を締結する場合について、業務内容等の基本的な項目及び留意事項を参考にしてほしい旨、追記しました。
3 契約書のひな型及び解説		
	ひな型冒頭に「業務委託契約」とあるが、業務という言葉によって、事業者性が強調されてしまい、労働者性が認定されにくくなるのが危惧される。	労働者性は、個別の業務実態等から判断されるものと考えています。
	契約書ひな型の「解説」にある「下請法では、」という記述は、実演家に自分達が下請法で保護されているという誤解を与える危険があるため、独禁法による保護を前面に出した方が良い。	貴重な御意見として承ります。ひな型の条項に関して参考となる規定が下請法にあるため参照したものです。
	分野ごとに背景が異なることから、全分野共通のひな型の作成には無理がある。業務内容や報酬等以外の項目については、分野、団体の状況に合わせて対応する必要がある。	契約書のひな型は、分野共通的な項目について提示しており、これらを参考例として、柔軟に工夫し活用していただきたい、としています。

	スタッフとは、どのような者を言うのか。作家や脚本家も対象なのであれば、文言が足りない。	スタッフとは、公演、番組、映画等の制作、演出・文芸、技術等に携わる者、としています。契約書のひな型は、分野共通的な項目について提示しており、これらを参考例として、柔軟に工夫し活用していただきたい、としています。
	適正な契約関係の構築は、文学・出版や美術等の他分野、各職種にも求められることから、他分野の「契約書のひな型例及び解説（案）」も示されるべき。	貴重な御意見として承ります。文化庁としては、パブリックコメントの御意見等を踏まえ、今後に必要な検討を随時行ってまいります。
	契約書ひな型は、契約書になじみのない者でも理解しやすい点、受注者側の具体的な報酬や活動期間が記されている点、ハラスメントの防止を考慮した条項が盛り込まれている点等、古くからの慣行・風習を踏襲しない新しい内容となっており、有用なものとなっていると感じた。	御支持の御意見として承ります。
	芸術家が適切に項目を取捨選択できないのではないか。契約書は、金額だけ変更すればよいような、A4一枚でわかりやすい記載例を作成した方がよい。	御意見として承ります。文化庁としては、今後、研修会の開催や分かりやすい資料作成等、芸術家の方々の理解を深め、分かりやすく伝えていくための取組を進めて参ります。
	現在の「契約書ひな型」は、様々なパターンを挙げており、制作側に配慮した「制作側に有利な例」もあることから、実演家の視点に立った「契約書ひな型」にすべき。	ひな型の作成に当たっては、実用性を踏まえつつ、芸術家等の立場に配慮し、適正な内容を検討してきています。
	フリーランサーのアーティストや下請けスタッフを守るよりも、発注者の責任を軽くし、權益を守る方に重点が置かれていると感じる。各国の各分野・各職能の労働組合が締結している契約書の項目などを参考に、本当にフリーランサー・下請けの権利や安全を守るものになっているか、再検討してもらいたい。	
V 適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策		
1 適正な契約関係の構築に向けた行政の取組		
	文化庁がしっかりとひな型の契約書を提示したり、教育活動を行ったりしてほしい。特に研修会等への参加が難しいと思われる未成年、若者への配慮が必要。	貴重な御意見として承ります。文化庁としては、継続的に実効性確保のための方策に取り組んでまいります。
	研修会・解説等を通じて知識を補完していき、それでも困ったことがあったら相談窓口相談するという体制を構築することが望ましく、ガイドラインに記載の内容に賛成。	御支持の御意見として承ります。
	契約に関する相談窓口の設置にあたっては、法曹含む人員を擁する窓口とすることを望む。	貴重な御意見として承ります。
	文化庁及び芸術文化振興会の委託事業、補助金・助成金の交付事業では、この契約書ひな型の使用を義務づけ、文化芸術活動の統一フォーマットになるよう誘導されたい。	
	最終的に理想とする契約書等を念頭に置きつつも、できることから始めることが適当。双方に著しい不利益が出ない形で柔軟性のあるガイドラインの適用及び行政的な指導を望む。	
	団体や事業者が取り組みを行う上で、国、文化庁の責務として、芸術団体、実演家等と協働していきながら、事業者との協議を行うための場の設定等についても積極的に推進されたい。	

	文化庁には、実施される支援施策における契約の書面化の推進等、より主体的、積極的かつ具体的な取り組みが求められる。	御意見を踏まえ、「これらの取組を通じて課題を把握し、契約関係の適正化に向けた更なる検討を進めていく」と追記しました。
	芸術家等・事業者等の双方の利益・債権・健全性を保護することを目的とした、非常に有用で必然性の高いガイドラインと考える。文化庁及び検討会議委員が主導し、ガイドライン公表後の管理運用についても、継続的に行われることを要望する。	文化庁としては、継続的に実効性確保のための方策に取り組んでまいります。
2 団体や事業者等に期待される事項		
	個人が発注者と交渉をして条件を作るとしているが、現実的には対等の交渉は困難である。個人の実演家を護るためには、信頼できる権利者団体のルールが業界に敷衍されており、そのモデル契約書を用いるシステムが業界に前提として存在しなければならない。	貴重な御意見として承ります。本ガイドライン本文の実効性確保のための方策、団体や事業者等に期待される事項において、文化芸術団体や業界団体は、(中略)契約書のひな型の作成など契約に関するルール作りが行われることが期待される旨記載しています。
	個別契約の書面化を促進させるためには、芸術団体や事業者間での統一的な協定書、モデル契約書策定の努力が求められる。行政に期待されるのは、個別の相談窓口はもちろんだが、その基盤となる両論併記ではないモデル契約書づくりを促進すること。そのため、本項にこの項の立場に沿った協定、モデル契約書づくりを明記すべき。	
3 芸術家等に期待される事項		
	本ガイドラインでは、芸術家個人が交渉力を付ける必要性を説いているように思われるが、交渉の方法としては、個人で行うだけでなく労働組合を組織して集団で行うことも可能であるところ、それらを記載してはどうか。	貴重な御意見として承ります。
おわりに		
	「契約」及び「契約関係の適正化」では対応できない課題として、環境改善のための重要課題として、自然災害や感染症の流行等、不測の事態において芸術家等を支えるための「セーフティネットの構築」を追記すべき。	貴重な御意見として承ります。
	「チケット等への価格転嫁への観客をはじめ国民の理解も必要である」の記載については、本案に記載すべきものではないと考えられることから削除していただきたい。	貴重な御意見として承ります。
	「チケット等への価格転嫁」だけでなく、国・自治体の予算を文化芸術に充当することへの観客はじめ国民の理解も必要であると考え、ため、「チケット等への価格転嫁や文化芸術への国・自治体からの公的支援の必要性について観客はじめ国民の理解も必要である。」等とすべき。	御意見を踏まえ、「国・自治体等からの支援の必要性について」を追記しました。
別添 契約書のひな型例及び解説		
	スタッフと実演家では契約形態が異なることから、契約書のひな型は大きく異なってくるのではないかと。また、スタッフで著作権を有するのは僅かなメインスタッフのみである点どう考えているのか。	契約書のひな型は、契約の多様性等を踏まえ、分野共通的な項目を提示していることから、結果的に類似するところが多くなったものと考えています。また、著作権が発生しないスタッフの方は、著作権部分を削除する等柔軟にご活用いただければと考え

		ています。
①業務内容		
	1 日単位やステージ単位の契約のため 1 日働かせ放題になっている。拘束時間を明記することが長時間労働の是正につながるのではないか。	解説には、業務に従事する期間等が明確になるようできる限り具体的に記載し、としています。
②報酬等		
	拘束時間に応じた（最低賃金以上の）支払いを設定すべきとするべき。	貴重な御意見として承ります。
	「振込手数料」に関する解説では、協議により受注者負担としてよいというように読み取れ、実質的な報酬の減額に繋がる可能性があるため、「振込手数料は、原則として発注者が負担すべきものである」との表記に変更していただきたい。	合意によって受注者負担とすることも考えられることから、解説では、原則として、（中略）発注者が負担すべきものとしつつ、どちらが負担するか協議する旨記載していますが、ひな型においては、発注者負担としています。
	実演家については、衣装代とヘアメイク代についてどのような負担になるのか、ひな型の中にきちんと含むべき。	諸経費については、どちらが何を負担するか具体的にどのような記載としています。
③不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い		
	「（発注者）は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができる」が最初に記載されるのはどうか。受注者側で既に発生してしまった業務・経費については、たとえ中止になっても支払うと先に記すべき。	第 1 項は、まず、不可抗力（当事者双方の責めに帰することができない事由）によって業務ができなくなったときは、発注者は報酬の請求を拒むことができるという考え方を記載した上で、ただし、受注者は既に業務を行った割合に応じて報酬を請求することができる、としています。内容については民法を踏まえて記載しております。
	不可抗力による公演の中止等は、芸術団体に莫大な損害が発生するため、自主事業における報酬の取扱いについては、発注者と受注者が誠意をもって協議する等の文章をとする必要があるのではないか。	第 2 項は、不可抗力による中止・延期の場合に、発注者が当該公演等に関する収入が一切ない場合等も想定されることから、報酬の支払の要否及びその額について、協議の上、決定した場合に関する規定を定めています。
	第 2 項に「中止・延期決定後に、発注者と受注者が報酬の取扱いについて協議する場合には、例えば～等を勘案し、決定することが望ましい。」とあるが、「望ましい」ではなく「決定すべきである」という文言が適切ではないか。	貴重な御意見として承ります。勘案すべき事情については例示として記載していることから、望ましいとしています。
④安全・衛生		
	「安全衛生管理」という文言は、舞台芸術分野、特に制作者の中で十分に認知されていない文言・役割であるため、これについての解説を加えることを求める。	解説には「生命・身体等の安全」と記載しているほか、ひな型にも例示として「事故やハラスメントの防止等」と追記しています。
	「配慮する」では効力が弱いため、安全配慮に対する明確で具体的なガイドラインの作成が必要。	貴重な御意見として承ります。
	安全衛生管理者の住所氏名が書いていないことに違和感がある	御意見を踏まえ、「契約段階において安全衛

	る。最初から書いてあるのが一般的。責任者を明記したくなくて逃げているように感じる。	生管理者が特定されている場合には、その氏名等を記載しておくことも考えられます」と追記しました。
	創作・上演現場における「制作者」は様々な制作業務に携わる専門家として広義の意味で使われることが多いことから、ひな型の安全衛生管理を行う者を置く条文にある「制作者」は「制作責任者、製作責任者」と表記すべき。	御意見を踏まえ、「制作責任者又は製作責任者」に修正しました。
	多重下請構造や、仲介業者が存在する場合等もあることから、元請となる発注者（制作会社）に安全配慮義務があることを前提とした考え方を示すべき。	貴重な御意見として承ります。なお、分野や業界によっては既に安全衛生に関するガイドラインによって責任者に関する考え方が示されている例もあります。
	センシティブなシーンやアクションシーン等は、それぞれのシーンの具体的な内容を書面で示し、変更時も演者の許可がないと契約違反に問うとの強い指導が必要。	貴重な御意見として承ります。
	安全管理の専門家や資格を持つ第三者を配置することにしてはどうか。	
	ハラスメントに関して、ひな型例には発注者による安全確保の配慮が一般的に記述されるにとどまっている。ハラスメント防止対策を講じることを明記するなどの修正が必要ではないか。	御意見を踏まえ、「事故やハラスメントの防止等」と追記しました。
	「発注者は、スタッフ・実演家がその生命、身体等の安全を確保しつつ本業務を履行することができるよう、必要な配慮をするものとする」とあるが、精神面の安全について明確な言及がない。	解説に、労働契約法第5条の「生命・身体の安全」には、心身の健康も含まれているものとされていますので、ひな型においてもこれに準じて心身の健康も含めて配慮を求めるものとしています。
	「ハラスメント防止対策を講じる」ことを義務化すべき。	貴重な御意見として承ります。
	発注者側のハラスメントに関する相談窓口もしくは公的な相談窓口の連絡先を明示すべき。	御意見を踏まえ、フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについては、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口として、「フリーランス・トラブル 110 番」が設置されている旨を、ひな型の冒頭に追記しました。
	保険の内容によっては、保険金の支払いによって填補されない損害が生じるおそれがあることが懸念されるため、たとえば、「（スタッフ／実演家）が業務中、生命・身体等の安全が害され損害を被った場合には、発注者は、（スタッフ／実演家）に対して、必要かつ相当な範囲で、賠償をする責任を負う」という条項を挿入することが考えられる。	貴重な御意見として承ります。
	災害時の補償について、労災特別加入や民間保険などへの加入が示唆されているが、一般の労災保険への加入も可能であることが抜け落ちている。また、労災特別加入や民間保険の負担は、安全衛生の責任の在り方を考慮すれば、発注側あるいは元請側が負担すべきものである。	貴重な御意見として承ります。保険料の負担については、分野や業種によって様々な考え方があり、受注者が保険に入ることも想定されることから現状の記載としています。
	受注者側の義務として「安全配慮に伴う指示に従う義務がある」ことを契約に明示すると同時に「身体に危険が及ぶ場合、過大な露出や扇情的な表現を伴う指示については拒否権があること」、「拒否権を行使したことで不利益を受けないこと」を契約に明示すべき。	貴重な御意見として承ります。

⑤権利		
	事務所が肖像権・著作権の譲渡契約を要求している。十分な対価という表現は曖昧なので「基本的には認めない」等記載してほしい。	貴重な御意見として承ります。
	実演利用の実務では、個別契約において当初の利用は許諾しつつ、事後の二次利用については集中管理団体に権利行使を委任する分野が現に存在していることから、契約書のひな型例及び解説では、個別契約において利用許諾する場合や権利譲渡の場合に加えて、集中管理を通じた権利行使の方法もあることを明示し、現に行われている集中管理に基づく権利処理の実務の妨げとらないよう十分に配慮すべき。	御意見を踏まえ、解説に、著作権等管理事業者による使用料の分配制度（いわゆる集中管理制度）によって、双方の手間を省きつつ、利用の対価を権利者に還元する仕組みもあります、と追記しました。
	公演収録 DVD の販売等、二次利用によって生じる収益の分配の有無について記載がない。	
	著作権、著作隣接権と分配方法の事は本来重要である。著作権が公平になるように議論を続けてほしい。二次利用料が正しく分配されるようにしてほしい。	御意見は著作権法所管課にお伝えいたします。
	権利などの詳細については、依頼者と実演家の両方で課題を認識したうえで記述しない、あるいは「権利が守られるように両者が考え方を共有しておく必要がある」といったことで、あとは何も書かないことでも良いのではないかと。	権利の取扱いについては、契約段階において発注者と受注者が協議し、明確にしておく必要があるという観点から、具体的に記載しています。
	「権利譲渡」について詳しく例を載せていると、実演家の権利の剥奪を推奨しているかのような誤解を招く恐れがあるため、あくまでも「利用許諾」が前提であり、「権利譲渡」は特例とみなすような表現や記述にするべき。	解説で、権利者保護の観点からは各権利が権利者に残る利用許諾とすることが望ましい、としており、これを踏まえ、ひな型でも、利用許諾の場合を先に記載しています。
	著作権（著作隣接権）の法律上の帰属の扱いは前提条件によって異なる点、利用許諾と権利譲渡の特定の2つの事例を抽出して提示することで、事業者と芸術家等の間に誤解が生じ、協議に支障をきたすことが懸念される。	例えば、「映画の著作物」については、解説に別途説明を記載するなどしています。
	放送分野では、実際には放送目的でありながら「映画の著作物」と主張する制作会社が、出演契約にワンチャンス主義を適用するケースがある。「契約書ひな型」に「利用許諾」「権利譲渡」などについて詳しい例を載せているのは、制作側に都合良く利用されるリスクが高く不適切。例えば、通常の出演料支払いに関する条項の例だけを載せて、解説に「利用許諾や権利譲渡がある場合は、その報酬についても記載します」という様な記述にすれば、実演家側に立ちつつ、制作側にも配慮できるのではないかと。	権利の取扱いについては、契約段階において発注者と受注者が協議し、明確にしておく必要があるという観点から、具体的な記載をしています。受注者が自らの持つ権利について知ること必要であると考えています。
	【利用許諾の場合】に関して、「実演の録音及び録画」とあるが、これを許諾することで、実演家は以後実演家の権利が適用されず、その録音録画物をどのように使われても権利主張はできなくなるので、実演家にはこの許諾が重大な意味を持つことを十分に知らせる方法を講じるべき。	実演家の了解を得て「映画の著作物」に「録音」「録画」された実演については、その後の利用について、実演家に著作隣接権は及ばなくなる旨、その場合はその後の実演の利用までを念頭に置いた契約条件を決めておく必要がある旨記載しています。
	【利用許諾の場合】に関して、著作物の複製を範囲の記載なく最初から想定しているのは妙である。	解説に、どの権利をどの範囲で利用することを許諾するのか、明確にする必要がある旨記載しています。
	今、原稿を編集部側がどんなに変えてもよいという条文を入れた契約書が非常に多い。著作者人格権の保証の強化が必要。	御意見は著作権法所管課にお伝えします。

	ひな型例として実演家人格権（氏名表示権）を行使しないことを記載する実益は乏しい上、権利保護の観点からも不適切である。契約書のひな型例では、実演家人格権の不行使を前提とした内容しか示されておらず、受注者の意向の尊重の観点からも適切でないのではないか。	御意見を踏まえ、ひな型から著作者人格権、実演家人格権等に関する記載を削除し、解説に、上記の権利の取扱いについて確認しておくことが求められる旨、追記しました。
	同一性保持権の行使が問題とされる事例はごく限られた場面であり、実演家人格権（同一性保持権）を行使しないというひな型例は削除すべき。	
	パブリシティ権について、「権利行使をしないこととするなど取扱いについて確認しておくことが求められる」（検討のまとめ案9頁）とした上で、ひな型例として、パブリシティ権を行使しないとする内容を示すことは、パブリシティ権に係る権利者が経済的利益に関与することを著しく損なうものであり、適切ではない。	
	本ガイドライン案及びその契約書ひな型は、パブリシティ権を著作者人格権や実演家人格権等と同列に扱っているが、判例によって「財産的利益を保護する知的財産として位置付けられた」パブリシティ権の性質に対する理解を欠いたものであり、適切ではない。	
	肖像を商業目的に利用する場合は、期間や媒体、使用範囲などの利用条件についての事前合意、文言が必要。	
	肖像権、パブリシティ権については、受注者の希望が担保されるよう、契約書のひな型にも記載すべき。	本ガイドライン本文及び解説に、肖像権等の権利の取扱いについて、確認しておくことが求められる旨記載しています。
⑥ 契約内容の変更		
	ひな型には契約内容の変更条項の記載があるが、これに留まらず、具体的な変更内容を履行するための覚書や変更契約書等の締結の必要性、及びそれらの書類のひな型の記載を求める。	ひな型では、変更された内容は書面で通知するものとする、としています。
	本項では一般的な契約内容の変更に関する内容について記されている。しかし（受注者）からの契約後の契約内容に関する異議申し立ての条項は入っていない。（受注者）の権利擁護の観点から、異議申し立て条項の導入が求められる。	貴重な御意見として承ります。
その他、本ガイドライン全体に対して		
	今回のような国の動きは喜ばしい。今契約書を作成している立場なので、今回のガイドラインを参考にして契約書を修正している途中。	御支持の御意見として承ります。
	文化芸術分野において、芸術家等契約の書面化により、業務内容の明確化および適正な契約関係の構築は喫緊の課題であり、本ガイドラインが大きな一助となることを期待している。	
	弁護士に対し、文化芸術分野において就労する方からも多数の相談が寄せられているところ、その中でも報酬の未払いに関する相談が特に多い。また、当初約束した内容とは異なる仕事を一方的に追加されるという相談も多い。そのため、本ガイドラインが文化芸術分野における取引関係について、書面等を作成することによって契約内容を明確化するよう求めることは、当該分野における紛争を予防する効果が期待でき、基本的には歓迎できる。	

	本ガイドラインに賛成。適正な契約のもとで安心して創作活動や事業活動が展開できるようにするためにも、芸術家や事業者等による本ガイドラインの使用が推進されるよう、広く周知していただきたい。	御支持の御意見として承ります。文化庁としては、今後、研修会の開催や分かりやすい資料作成等、芸術家の方々の理解を深め、分かりやすく伝えていくための取組を進めて参ります。
	ガイドラインを一律に適用するのではなく、各業界の実情や個別の事情にも配慮し、実務に混乱をきたすことのないよう要望する。	本ガイドラインは、内容の一律的な適用を意図しているのではなく、各分野や業界等の実情に応じて、契約の書面化の推進及び取引の適正化の促進が図られることを期待するものです。
	「制作者」はスタッフワーク担当者を指す名称として使用されることも多いことから、認識の齟齬を避けるため「制作責任者」等の表記にしていいただきたい。	御意見を踏まえ、契約書ひな型の安全衛生の条項については、「制作責任者又は製作責任者」に修正しました。
	ひな型を作って終わりではなく、見直しや変更のためのルールも同時に作成できれば良い。関係省庁、専門家との協議の下、継続的な調査、研究を行うことについて検討を。	貴重な御意見として承ります。文化庁としては、パブリックコメントの御意見等を踏まえ、今後に必要な検討を随時行ってまいります。
	ルールを守ってもらうために、守らない団体を報告等できる機関や第三者の監視体制等が必要。	貴重な御意見として承ります。
その他契約に関して		
	エキストラは報酬なしが当然となっているが労働基準法に違反しないのか。明確な時給、休憩時間等の規則が必要。	本ガイドライン本文では、報酬の決定に当たっては、業務内容等に応じた適正な金額となるよう、発注者と受注者が十分に協議した上で決定すべき、としています。休憩時間に関しては、安全配慮として、発注者は受注者の身体的・精神的な健康状態に配慮することが重要としています。
	契約書の書面化や適正な契約関係構築のためには、取引のガイドライン、発注書面、契約書、請求書のひな型が必要。	貴重な御意見として承ります。
	芸能、芸術分野における権力の無い立場の人間への不利な契約関係を結ぶこと、また仕事や発表の場を与えるための差別やハラスメント、暴力や性暴力の禁止を求める。	
	若者の活動等、営利活動として成立しない文化芸術活動もあるため、それらの場を守るためにも非営利アーティスト、団体における契約の位置づけを慎重に検討してほしい。	
検討会議について		
	検討会議の委員に、実演家並びに女性が少ない。	貴重な御意見として承ります。今後の参考とさせていただきます。

その他の御提案等

以下の御意見についても貴重な御意見として承ります。今後の検討の参考にさせていただきます。

- 文化庁が助成する公演において、適正なギャラが支払われているか調査してほしい。早朝から深夜までの長時間かつ短期間の拘束で人件費を不当に抑えていたり、チケットノルマがあって俳優は赤字にしかない。
- 文化庁の助成事業については、団体や劇場がハラスメント対策をしているか確認した上で助成の決定をしてほしい。ハラスメントの事実が確認できた場合、助成を行わない等のペナルティを。

- 契約時の注意に関する分かりやすいパンフレットを作成して、誰でもいつでも閲覧や入手ができ、業界は契約前（更新時を含む）には必ず渡さなければならない等の措置はどうか。違反時は罰則を設けるなど。
- 個人演奏家への報酬を大企業が搾取した場合や、一定水準以下の報酬に対し、ペナルティを与えるなどの措置を作ってもらいたい。
- 諸外国では助成金を得るために、標準契約書の使用が必須となっている国もある。契約書の締結の促進を促すのであれば、１）適正な契約書の提出を助成金申請の条件とすること、２）規模の小さな会社・作品にとっては相対的に負担が重くなるため助成金を充実させること、が必要。
- 韓国では、「芸術家福祉法」という一般法が制定されており、そのなかで、契約書の作成が義務づけられている。日本でも、芸術家等を保護するための一般法を制定し、契約書等の作成を義務づけるような条項を設けることを検討すべき。
- 「芸術家等の専門性や提供する役務に見合った報酬」の実現のためには、文化芸術の予算を増やすことによって是正する必要があるとともに、行政や自治体と連携して行う事業も多いことから、行政や自治体には、本ガイドラインを契機に、現場の当事者と共に検討することを求める。
- 出演料についてはそもそも基準がないため、事業者側でもどの程度の額を提示すればよいのかわからない。出演料の最低基準が崩壊している現状があるとも、観客からチケット料金が高いとお叱りを受けるケースがあるとも聞く。プロアマの線引きが曖昧で、アマチュアがプロよりもチケットを売り上げているケースもある。契約書の書面化を進める前に、出演料の基準、その前にプロとアマチュアの定義の周知徹底が進まないと、形骸化しかねないと感じる。
- 芸術家のレベルをランク分けしたほうがよい。国家資格試験も必要かもしれない。
- 文化芸術分野、特に文化庁の制度設計において「プロフェッショナル」の定義に関する議論がまだ成熟していない。今後同定義について、現場の当事者とともに認識を深める議論が必要。
- ガイドラインを有効に活用するためには、対象となる各分野において、基礎的な知識を広く持つ人材の育成が次の段階では必要であり、制作者にとって必須の知識であるならば、「契約」に限らずその人材としての専門性を明確にするための「資格制度」や「認定制度」などを早急に検討・導入すべき。
- 財政基盤がぜい弱で興行するにも資金調達の目途が立ちづらい文化芸術の創造活動においては、不可抗力による公演の中止等は主催者の存続にかかわる問題であるため、例えば大きな経済的負担とならない程度の保険制度を創設し、受注者が一方的にしわ寄せを被ることのないようなシステムを行政として構築できないか。
- ハラスメントについて、第三者機関に相談できる仕組みが必要。匿名で情報提供ができ、調査のできる第三者機関の設置を求める。相談相手は専門分野を学んだカウンセラーと弁護士とする等。心身に苦痛を追ってしまった人のケアも。
- ハラスメント関連の相談窓口や研修については、文化芸術の統括団体とは関係のない第三者機関へ委託すべき。
- ハラスメント対策の相談窓口は、一団体が負担するには費用も高額であり、改善が遅れる要因と考える。業界におけるハラスメント対策が公的機関の主導または協力によって早急に進められることを願っている。
- 文化芸術に特有のハラスメントのケース等について、教育機関や業界団体等、各芸術団体等が環境を整える体制づくりに対する支援を実施してほしい。
- 芸事をしている人間は加害や搾取されて仕方が無いといった価値観を根底から変えていくようリスペクト講習やハラスメントに対するステートメントの明記と取り組み、仕組みづくりが必須課題。
- 現場には監督を監督する人物やカウンセラー、産業保健師等の同席・配置を義務付けるべき。
- 建築、漁業など、フリーランスが多い業界では、もっと経費負担やメンタルケア、ハラスメント対策の規制や義務化が進んでいる。検討会をこのまま継続するか、新しく立ち上げてほしい。
- 独占禁止法（優越的地位の乱用）の観点から、枕営業の強要（性的強要）なども業界のガイドラインにする必要。
- 今回、こうした文化芸術分野の適正な契約が検討されるにあたって、大前提となるべきは当事者の社会的な地位向上（文化芸術基本法第二条）にあると期待している。この点で、報酬や労働時間、安全衛生など重要な契約内容については、少なくとも労働関連法規で定める最低限度の水準は維持されて然るべきかと考える。

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた ガイドライン（検討のまとめ）

（案）

令和4年~~5~~7月

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議

目 次

I はじめに

- 1 ガイドライン (検討のまとめ) 策定の背景
- 2 ガイドラインの目的
- 3 ガイドラインで対象とする契約関係
- 4 本ガイドラインに関連する主な法令やガイドライン 等

II 文化芸術分野における契約上の課題

- 1 文化芸術分野において契約の書面化が進まない理由
- 2 曖昧な契約や不適正な契約書によって生じる問題

III 課題を踏まえた改善の方向性

- 1 契約内容の明確化のための契約の書面化の推進
- 2 取引の適正化の促進

IV 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等

- 1 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき基本的な項目及び考え方
 - (1) 業務内容
 - (2) 報酬等
 - (3) 不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い
 - (4) 安全・衛生
 - (5) 権利
 - (6) 契約内容の変更
- 2 その他の項目及び契約に当たっての留意事項
- 3 契約書のひな型及び解説

V 適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策

- 1 適正な契約関係の構築に向けた行政の取組
- 2 団体や事業者等に期待される事項
- 3 芸術家等に期待される事項

おわりに

別添 スタッフの制作や技術等に関する契約書のひな型例及び解説
実演家の出演に関する契約書のひな型例及び解説

I はじめに

1 ガイドライン （検討のまとめ） 策定の背景

文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。また、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。さらにまた、我が国の文化芸術は、グローバルな競争の中で新たな付加価値を創出していくための、世界に誇る最大の資産であり、未来に向けて着実に維持・継承しつつ、発展・成長させていくべきものである。

一方で、それを支える芸術家等に目を向けてみると、これまで、例えば、公演主催者等の発注者が、事前に業務内容や報酬額、支払時期等を十分に明示しないため、芸術家等の立場の弱い受注者が、不利な条件のもとで業務に従事せざるを得ないという状況が生じている。

また、今回のコロナ禍において、特に個人で活動する芸術家等が国の支援事業等に申請するに当たっても、契約内容が書面化されていないために、コロナ禍以前の報酬額からの減少や活動機会の減少等を客観的に証明することができず、支援を受けることが困難な状況も生じている。

このような状況を改善するため、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」を開催することとしが設置され、同検討会議は、○6回の検討会議、○4回のスタッフワーキンググループ及び○3回の実演家ワーキンググループ、○2回の合同ワーキンググループを通じて開催し、本ガイドライン（検討のまとめ）（以下「ガイドライン」という。）の策定に向けた検討を行った。

2 ガイドラインの目的

文化芸術の担い手である芸術家等が契約内容を十分に理解した上で業務に従事できるよう、契約内容の明確化のための契約の書面化の推進等の改善の方向性、契約書のひな型及び解説、実効性確保のための方策等を示すことにより、文化芸術分野における適正な契約関係の構築、ひいてはプロフェッショナルの確立を目指し、安心・安全な環境での持続可能な文化芸術活動の実現を図ることを目的とする。

3 ガイドラインで対象とする契約関係

本ガイドラインにおいて対象とする契約関係は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第16条の芸術家等（※）のうち、個人で活動する芸術家等（以下「芸術家等」という。）が一方当事者となって、事業者や文化芸術団体等（以下「事業者等」という。）

から依頼を受けて行う文化芸術に関する業務の契約関係を対象とする。なお、芸術家等が事務所等と契約するいわゆるマネジメント契約については、本ガイドラインにおいて言及はしていないが、契約の書面化の推進や取引の適正化の促進など参考にできるところは考慮していただきたい。

※文化芸術基本法第 16 条に定める芸術家等とは

- 文化芸術に関する創造的活動を行う者
- 伝統芸能の伝承者
- 文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者
- 文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者
- 文化芸術活動に関する技術者
- 文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者

4 本ガイドラインに関連する主な法令やガイドライン等

事業者等と芸術家等が取引をする際には、その取引全般に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）が適用される。また、取引の発注者が資本金又は出資金 1,000 万円超の法人の事業者等であり、かつ、取引の内容が下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）~~下請法に定める取引類型に該当する場合¹、受注者が個人の場合でも、下請法下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）~~が適用される。さらに、業務の実態等から判断して芸術家等が「労働者」と認められる場合は、労働関係法令が適用されるので留意が必要である。

このような事業者等と芸術家等を含めたフリーランスとの取引については、独占禁止法、下請法、労働関係法令の適用関係や、これらの法令に基づく問題行為を明確化した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和 3 年 3 月 26 日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）」が策定されているため参照されたい。

また、文化芸術分野での取引について、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（平成 21 年 2 月（令和 2 年 9 月末改訂）、総務省）」、「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（平成 25 年 4 月（令和元年 8 月改定）、経済産業省）」等のガイドラインがある。既にガイドラインのある分野においては、当該ガイドラインによるものであるが、本ガイドラインも参考に契約の書面化の推進や取引の適正化の促進が求められる。

なお、フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについては、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口として「フリーランス・トラブル 110 番」が

¹ 下請法第 2 条第 1 項から第 4 項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託に該当する必要がある。

設置されているため活用されたい。

Ⅱ 文化芸術分野における契約上の課題

1 文化芸術分野において契約の書面化が進まない理由

文化芸術分野の関係者間においては、これまで制作者や主催者である事業者等と芸術家等との信頼関係や従来慣習等により、口頭による契約で業務が行われることが多く、それでも業務を進めてこられたに大きな支障が生じることはなかったこと等が、これまで書面化が進んでこなかった大きな要因であると考えられる。

また、文化芸術分野における契約と一口に言っても、分野、職種、案件により、業務内容や契約期間は様々であるため、事業者等にとっては一つの作品や公演のために、多くの芸術家等と多様な契約を交わす必要があり、一律の対応が難しく事務的な負担も大きい。

さらに、文化芸術分野における創造活動は、業務内容が創作過程で変わることもあり、事業者等は契約時に業務内容や業務量の詳細を正確に見積もることが困難である。収支については作品・公演単位で考えられることが多いが、事業予算が収入見込みから逆算して決まることが多い一方、その収入は興行・チケットの売上等に基づくため、資金調達の見通しも立てづらい。

芸術家等は、契約や権利、個人で活動すること等について学ぶ機会がないまま働き始めることが多く、契約手続きという事務手続きに時間や手間を割くよりも、本来の活動に時間を掛けたい・専念したいという気持ちを持つ者もいる。

このように、信頼関係等に基づくこれまでの慣行に加え、契約の多様性、構造的な特性等により、これまで契約の書面化が進んでこなかったものと考えられる。

2 曖昧な契約や不適正な契約書によって生じる問題

口頭での契約や、メール等を用いた受発注であっても取決め内容が不十分な場合、双方の権利と義務が不明確となり、例えば、一方的なキャンセルや報酬の減額等本来契約違反であるようなことがあってもそれを証明できなかつたり、想定していなかった業務が追加されたりする等、芸術家等に予期せぬ不利益が生じることがある。特に、コロナ禍においては、芸術家等が契約書がないために、自分自身の業務や報酬額等を証明できない等の課題も生じている。

また、契約において弱い立場になりがちな芸術家等は、交渉や協議を求めたら団体や業界内で冷遇されてしまうのではないかと、今後、業務の依頼が来なくなるのではないかと等の不安から交渉せずに業務を受けてしまったり、そもそも交渉もせずに諦めてしまったりすることも指摘されている。

このため、契約書があっても、例えば、芸術家等の報酬や著作権等の権利が適切に保護されていなかたり、芸術家等が合理的な範囲を超えた義務を負わされたりするな

ど、事業者等に一方的な内容である場合に、芸術家等が不利益を被ったり、トラブルに発展したりすることもある。また、事故防止やハラスメント対策等の作業環境の整備に関する内容が十分に盛り込まれていないとの指摘もある。

Ⅲ 課題を踏まえた改善の方向性

1 契約内容の明確化のための契約の書面化の推進

これまでの信頼関係に基づく口頭による契約慣行等により生じる不明確な契約内容によるトラブルを回避するとともに、感染症の流行等の不測の事態に備えるためにも、契約の書面化を一層推進し、これまでの口頭による契約慣行を改善していく必要がある。

また、基本的に契約書を交わしているところがあれば、これまで依頼は口約束がほとんどである分野もあること、長期間にわたる業務があれば、前日に依頼されての短期間の業務もあることから、各分野や業界等の実情に応じて契約の書面化を推進していくことが求められる。

書面は、契約書、確認書、発注書など様々なものが考えられ、交付の方法も紙による交付に加え、メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録によるものなどが考えられる。少なくとも契約が成立したこと、業務内容や報酬等の基本的な事項に関する記録を**事前に**書面により残しておくことが重要である。特に、期間が長期にわたる業務や報酬が高額な業務などの場合には、契約書など適切な書面を交付することが望ましい²。

2 取引の適正化の促進

事業者等と芸術家等がどのような内容で取引をするかは、原則として、当事者間で自由に決められるものであるが、実際には、力関係の差や交渉力の差により、事業者等からの一方的な内容となっているような状況が指摘されている。

このような状況を改善していくためには、事業者等と芸術家等の間で業務開始前に報酬や権利等の取引条件について十分に協議・交渉が行われることが重要であり、芸術家等が協議・交渉しやすい環境を整備していくことが求められる。

また、取引に当たっては、芸術家等の自主性を尊重し、芸術家等がその才能を遺憾なく発揮して、プロフェッショナルとして創作活動に取り組めるよう、芸術家等の専門性や提供する役務に見合った報酬とするなど取引の適正化を促進していく必要がある。

Ⅳ 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等

文化芸術分野の取引は、分野、職種、案件等により、業務内容や期間等が様々であるこ

² 下請法では、親事業者（発注者）が下請事業者（受注者）に対して、下請事業者の役務等の提供内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならないとされていることから、下請法の規制の対象となる場合は、事業者等は下請法で定める書面を交付する必要がある。

と等による契約の多様性や、曖昧な契約、不適正な契約等によって不利な立場におかれがちな芸術家等に生じている問題等を踏まえ、事業者等や芸術家等の参考となるよう取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき基本的な項目及び考え方、留意事項等を以下に示す。

なお、本項においては、契約上の立場を明らかにする観点から、個人で活動する芸術家等を「受注者」、芸術家等に依頼を行う事業者等を「発注者」とする。

1 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき基本的な項目及び考え方

(1) 業務内容

業務内容は、発注者が何を依頼し、受注者が具体的に何をするかを規定するものであり、契約の中でも特に重要な項目である。業務内容が不明確であれば、例えば、発注者は、受注者から提供されたものが依頼した業務と違っていても、その責任を追及しづらくなったり、受注者は、想定していない業務を受けざるを得なくなったりするなどのリスクがある。このため、発注者、受注者双方が依頼内容を十分に理解し、トラブルを未然に防ぐためにも、業務内容は、可能な限り明確にしておく必要がある。

一方で、文化芸術に関する業務は、1年以上前から企画するものや、創造的な業務も多く、発注する段階で業務内容の詳細を確定させることが困難な場合や創作していく過程において内容を変更する必要がある場合もある。

このような場合にも、発注段階で明確にできるものは具体化しておき、明確にできないことにつき正当な理由があるものについては、その理由や内容を定めることとなる予定期日を記載するとともに、内容が定まり次第直ちに当該内容を書面化するなど、業務内容を明確化していくことが必要である。なお、発注者は、業務内容を明確に定めないことによって、受注者に追加業務の負担を強いることのないよう留意する必要がある。また、業務内容が不明確なまま受注者に対し、一方的に指示を行い、受注者に指示通り業務を行うことを求める場合には、「労働者」と認められ、労働関係法令の遵守が必要となる可能性があることに留意が必要である。

(2) 報酬等

報酬の決定に当たっては、業務内容や専門性、著作権等の権利の利用許諾・譲渡・二次利用の有無、経費負担等に応じた適正な金額となるよう、発注者と受注者が十分に協議した上で決定すべきであり、不当に低い対価での取引をしないようにする必要がある。その際、受注者が業務を実施する上で必要な諸経費についても発注者と受注者が十分に協議し、それぞれが負担する経費を明確化し、契約書に記載明記しておく必要がある。

契約時点において具体的な報酬額を定められない正当な理由がある場合には、定められない理由、報酬が決定する予定期日を記載明記しておき、確定次第速やかに書面で通知する等の対応が必要である。

報酬の支払期日及び支払方法について、受注者に不当に不利益を与えないよう、あらかじめ契約書に記載明記しておく必要がある。

(3) 不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響により、数多くの文化芸術公演等が中止を余儀なくされ、多くの芸術家等が中止等に伴い報酬の支払もなく収入が激減する等不安定な状況に置かれたことを踏まえ、感染症や地震、台風などいわゆる不可抗力により公演等が中止・延期となった場合に、受注者が一方的にしわ寄せを被ることのないよう配慮すべきである。

公演等の中止・延期が不可抗力によるものかは個別の事情によって判断されるが、不可抗力により公演等が中止・延期となった場合の報酬の取扱いについて、契約段階において発注者と受注者が十分に協議し、契約書に記載しておく必要がある。

また、公演等の中止・延期決定後に、発注者と受注者が報酬の取扱いについて協議する場合には、例えば、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期となった日までに受注者が実施した業務の履行割合、中止・延期により受注者が負担することとなる経費、公演等のために受注者が確保していた日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、発注者の当該公演等に関する収入の有無、中止公演等に代わる延期公演等の実施の有無等を勘案し、決定することが望ましい。なお、公演等の実施に関する予算が一定程度確保されているような場合には、積極的な配慮が求められる。

(4) 安全・衛生

発注者は、安全配慮として、受注者の身体的・精神的な健康状態に配慮することが重要であり、受注者が、高齢者や児童、未成年者、妊婦等の場合には、その年齢や学業等に応じた一層の配慮が求められる。

文化芸術の公演等においては、演出上、高所や暗所での作業や身体接触を伴う演技等危険を伴うものがあることから、事故防止など安全管理の徹底が求められる。

一方で、制作や実演の現場においては、プロデューサー、演出家、監督、照明・音響等スタッフなど様々な分野の立場の異なる専門家が関わるため、現場での関係者間の意思疎通不足や指揮命令系統や責任体制が不明確な場合には事故につながりやすいになること等が生じやすいとの指摘もある。

また、制作や実演の現場において暴言等による精神的な攻撃や演出等を理由とした性的な言動などパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントに関する問題、過剰な露出、過度に扇情的に表現する行為を強要する等の問題や深夜早朝の過重業務の問題も生じている。

このため、事故防止や作業環境の整備などの観点から、現場の安全衛生に関する責

任体制の確立のため、芸術家等の安全衛生管理を行う者を置くことが望ましい。また、
「芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について（令和３年３月２６日、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長他）」にあるとおり、フリーランスを含めた芸能従事者の就業中の事故防止対策等を徹底するため、現場における災害防止措置として、芸能従事者が行う資材による危険の防止、演技、撮影、照明等の作業における危険の防止の取組、安全衛生に関する対策の確立等として、制作管理者が行う安全衛生に関する責任体制の確立、安全衛生教育の実施、作業環境やトラブル・ハラスメント相談体制の整備等の取組が求められている。

また、受注者の事故等に備え、発注者において民間の保険に加入したり、受注者において、音楽、演芸その他芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業を行う場合やアニメーションの制作の作業を行う場合には、それらの作業につき労災保険に特別加入することや民間の保険等に参加したりすることが考えられ、その費用負担も含め保険に関する取扱いについて発注者と受注者が協議することが望ましい。

さらに、センシティブなシーンの実演があることや、近年、芸術家等の自殺や芸術家等が誹謗中傷を受けることが増えていることも踏まえ、受注者の身体や精神的安全を確保するため、作業環境を整えたり、精神的ケアの取組をしたりすることが求められる。

（５）権利

創作過程において生じた著作権、実演等によって生じる著作隣接権は、その創作や実演等を行った芸術家等に自動的に帰属する。

このため、受注者の著作物や実演を発注者が利用する場合には、受注者からその利用について許諾を受けたり、著作権等の譲渡を受けたりする必要があり、契約段階において発注者と受注者が協議し、明確にしておく必要がある。

利用の許諾を受ける場合は利用方法や条件について、また譲渡の場合はその範囲について、発注者と受注者が協議し、対価の決定にあたってはそれらを十分に考慮することにより、受注者の利益を不当に害さないことが求められる。

また、著作者人格権や実演家人格権といった譲渡することができない権利や、肖像権、パブリシティ権のような人格権由来とされている権利の取扱いについても、受注者が権利行使をしないこととするなどその取扱いについて確認しておくことが求められる。なお、発注者は、著作物等の利用に当たり、受注者の名誉等を害することのないようにすることが求められる。

なお、成果物の所有権について明確にしておくことが望ましい。

（６）契約内容の変更

文化芸術に関する業務は、創造的な業務も多く、契約締結後に業務内容等の契約内

容を変更する必要があることが考えられる。このような場合に、発注者と受注者が円滑に協議に移れるよう、あらかじめ契約書において契約の変更に関する取扱いについて記載しておく必要がある。発注者と受注者が協議し、合意した内容については、変更後の契約内容の明確化やトラブル防止の観点から書面により明確にしておく必要がある。

また、発注者は契約内容の変更に伴い、受注者の利益を不当に害することがないよう、変更による受注者の負担の増減等を十分に勘案し、必要があれば適切に報酬等に反映するよう、受注者と十分に協議することが求められる。

2 その他の項目及び契約に当たっての留意事項

（その他の項目及び契約に当たっての留意点）

上記1の項目のほか、契約に当たって必要となり得るものとして、広告宣伝に関する条項、クレジット（氏名表示）に関する条項、損害賠償責任に関する条項、暴力団排除に関する条項、契約終了後に関する条項、秘密保持等に関する条項、中途解約に関する条項、紛争解決に関する条項等がある。これらの各条項に関しても、トラブル防止の観点から書面により明確にする必要がある。その際、発注者は、受注者の利益を不当に害することがないよう受注者と十分に協議することが求められる。これらに関し、契約に当たっての留意点を以下に示す。

○広告宣伝に関する条項

広告宣伝活動に対する芸術家等の出演や肖像等の利用が必要な場合には、出演や利用の範囲、報酬の有無、交通費・宿泊費等の費用負担の有無等について、発注者と受注者が十分に協議をした上で、広告宣伝に関する条件を決定する必要がある。

○クレジットに関する条項

公演や映像作品等における出演者のクレジット表記については、様々な方法が考えられるため、その具体的方法を定めておく必要がある。著作権や著作隣接権を有する受注者は、人格権である氏名表示権を有しており、その表記方法は出演者の声望等に関わるものであるため、受注者の意向を可能な限り尊重することが必要となる。このため、発注者と受注者が十分に協議をした上で、クレジット表記の方法を決定する必要がある。

○損害賠償責任に関する条項

文化芸術に関する業務は、業務に起因する損害が著しく高額になることもあるが、損害賠償額の上限を定めたり、損害の範囲を明確に定めたりするなど、受注者に過度の損害賠償額を負担させたりすることがないよう配慮する必要がある。

○暴力団排除に関する条項

各自治体の暴力団排除条例により、契約書において、暴力団排除条項を定めることが求められている（努力義務）。

○契約終了後に関する条項

中途解約に関することも含めて、事後的なトラブル回避のため、引継ぎ方法、権利の取扱方法、受注者の肖像等を使用した広告制作物等の撤去時期や方法などを定める必要がある。また、正当な理由なく、一方的に過度の義務を負わせることは避ける必要がある。

○秘密保持義務や競業避止義務、専属義務等に関する条項

発注者が合理的に必要な範囲でこれらの義務について設定することは直ちに問題となるものではないが、合理的に必要な範囲を超えた義務を課し、正常な商習慣に照らして受注者に不当に不利益を与えることや、受注者の言動や私生活を過度に制限することとならないようにする必要がある。

○中途解約に関する条項

中途解約は、発注者と受注者の双方に対等に定めるのが公平であり、明確に定めることが望ましい。その際、中途解約の妨げになるような著しく過大な損害賠償額を設定しないよう留意する必要がある。

○紛争解決に関する条項

当事者間では解決できないトラブルに発展した場合に備え、訴訟をどこの裁判所で取り扱うか（管轄裁判所）、特に海外との契約においてはどの国の法律に準拠するかを定める場合には、紛争解決に要するコストを勘案して、双方で十分に協議する必要がある。

（所属事務所等がと契約する場合の留意点）

芸術家等受注者が所属する事務所等が契約当事者となって発注者と契約を締結する場合、上記の基本的な項目及び留意事項を参考にするに加え、事務所等の変更に伴う措置に関する条項、保証に関する条項（当該所属事務所等が契約の締結・履行や芸術家等受注者に履行をさせるのに必要な一切の法的権限を有すること）を設ける必要がある。また、芸術家等受注者が自身の報酬や権利等について把握しトラブルを防止する観点から、所属事務所等は、発注者との契約締結前に芸術家等受注者に対して、予め当該契約内容について、十分に説明し、協議する機会を設ける必要がある。

3 契約書のひな型及び解説

文化芸術分野における契約の書面化の推進や取引の適正化を促進し、関係者間の適正な契約関係の構築に資するよう、事業者等や芸術家等が契約を締結する際に活用できる契約書のひな型及び解説を示すこととした。

契約書のひな型及び解説で対象とする契約については、公演、番組、映画等の制作者や主催者である事業者等（発注者）と個人で活動する芸術家等（受注者）との契約を対象とすることとし、「スタッフ（公演、番組、映画等の制作、演出・文芸、技術等に携

わる者)の制作や技術等に関する業務委託契約」及び「実演家(公演、番組、映画等に出演する者)の出演に関する業務委託契約」とした。【別添参照】

また、契約書のひな型及び解説で示す項目については、文化芸術分野における契約の多様性等を踏まえ、分野共通的な項目や取引の適正化の観点から、Ⅳ 1 (1)～(6)の項目に絞って示すこととする。

これらは、契約の際に必要な基本的事項を盛り込んだ参考例であり、業務の内容等に応じて柔軟に工夫し活用していただきたい。職種によっては、スタッフと実演家双方の役割を担うことも想定されることから、そのような場合には双方のひな型や解説を参考にしていただきたい。

V 適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策

これまでの口頭による契約慣行等の改善、取引の適正化を促進していくためには、改善の方向性や契約書のひな型を示すだけでなく、実効性を高めていくための取組が不可欠であり、官民一体となって、中長期的に継続して取り組んでいく必要がある。

事業者等、業界団体、芸術家等には当事者として取り組むことが望まれるとともに、行政においては本ガイドラインの内容が関係者間で広く共有・活用されるよう尽力し、文化芸術分野において、適正な契約関係が構築されるための取組を推進していくことが必要である。

1 適正な契約関係の構築に向けた行政の取組

適正な契約関係を構築していくためには、事業者等や芸術家等の努力だけではなく、行政が主体となった継続的な取組が欠かせない。文化庁は、例えば、各分野の団体等が行う研修会の開催、文化芸術分野に特化した契約に関する相談窓口の設置、芸術系の大学や専門学校での契約に関する講座の実施への支援等に取り組んでいく とともに、これらの取組等を通じて課題を把握し、契約関係の適正化に向けた更なる検討を進めていく必要がある。

また、文化芸術分野において芸術家等が取引する際、独占禁止法や下請法、労働関係法令に違反する事実が認められる場合には、各関係行政機関において適切に対応することが必要である。

2 団体や事業者等に期待される事項

文化芸術の各分野や職種において、適正な契約関係を構築していくためには、文化芸術団体や業界団体が果たす役割は大きい。文化芸術団体や業界団体は、本ガイドラインを参考に、自らが中心となって、それぞれの実情に応じて、契約書のひな型の作成など契約に関するルール作りが行われるとともに、検討の場を設けたり、研修会を開催したりすること等により、契約の書面化及び取引の適正化が図られることが期待される。

また、事業者等は芸術家等に対して取引に関して不満がないか聞き取るなど芸術家等が協議・相談しやすい環境の整備に努めることが期待される。

3 芸術家等に期待される事項

芸術家等は、当事者たる意識を持ち、本ガイドラインの活用や研修会への参加などにより契約に関する知識を深め、事業者等と協議・交渉できる力、契約書を交わせる力をつけるとともに、事業者等と契約する際には、自らが提供する付加価値について正当な評価を受け、適正な報酬等が得られるよう、協議・交渉を申し入れる等の自助努力を行うことが期待される。なお、芸術家等は受注者としてだけでなく発注者として契約当事者となり得ることも認識しておく必要がある。

おわりに

本検討会議においては、文化芸術分野における適正な契約関係の構築という観点から、文化芸術分野において契約の書面化が進まない理由や契約書がないことによって生じる問題などの課題を明らかにしつつ、契約内容の明確化のための契約の書面化の推進、取引の適正化の促進、契約書のひな型の作成、実効性の確保のための方策等について検討し、取りまとめを行った。

人口減少社会において、文化芸術の各分野が持続的な成長を遂げていくためには、次代の文化芸術の担い手である若者にとって魅力ある環境を整備していくことが不可欠であり、契約の書面化の推進や芸術家等の提供する役務に見合った報酬とする等の取引の適正化を促進することは、その基盤となるものである。また、芸術家等が役務に見合った報酬が得られるようにするためには、分野や業界全体での取引の適正化の促進とともにチケット等への価格転嫁へのについて観客をはじめ国民の理解も必要である。さらに、文化芸術への国・自治体等からの支援についての国民の理解も必要である。

今回の検討会議の議論では、多くの委員から実効性の確保が何よりも重要であるとの指摘がなされた。本検討会議の趣旨及び本ガイドラインの内容を達成するため、団体、事業者等、芸術家等や文化庁をはじめとする関係行政機関においては、文化芸術分野における適正な契約関係の構築に向けて、特にVの実効性の確保のための取組が進められることを期待する。

最後に、契約関係をはじめ芸術家等を取りまく環境は日々変化していくものである。文化庁においては、引き続き課題を把握しながら、芸術家等が安全・安心して活躍できる環境整備に向けて、契約に関する更なる検討など環境改善のための取組が進められることを期待する。

別添 スタッフの制作や技術等に関する契約書のひな型例及び解説
実演家の出演に関する契約書のひな型例及び解説

別添 スタッフの制作や技術等に関する契約書のひな型例及び解説（案）

○このひな型例及び解説は、発注者（公演、番組、映画等の制作者や主催者である事業者等）と個人で活動するスタッフ（公演、番組、映画等の制作、演出・文芸、技術等に携わる者）との間の制作や技術等に関する業務委託契約に関するものです。

○文化芸術分野における取引の適正化等の観点から契約に必要な基本的事項を盛り込んでいる参考例です。文化芸術分野の取引は、分野、職種、案件等により、業務内容や期間等が様々であることから、個々の状況に合わせてご活用下さい（例えば、発注者がスタッフに継続的に業務を依頼する場合に、共通する事項を「基本契約」、公演日、場所、報酬等の個別の事項を「個別契約」（発注書）として契約する等）。

○書面は、契約書、確認書、発注書など様々なものが考えられ、交付の方法も紙による交付に加え、メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録によるものなどが考えられます。少なくとも契約が成立したこと、業務内容や報酬等の基本的事項に関する記録を書面により残しておくことが重要です。

○なお、フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについては、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口として、「フリーランス・トラブル110番」が設置されています。

ひな型例	解説
（業務内容） 第〇条 1 （発注者）は、（スタッフ）に対し、次の〇〇〇〇に関する業務（以下「本業務」という。）を委託する（以下「本業務」という。）。 （1）作品名（公演名、番組名、映画名等）：〇〇〇 （2）場所（会場、放送局等）：〇〇〇 （3）業務の内容及び期間 【公演・撮影等】※本番 〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで 〇〇〇△△△（具体的な業務の内容を記載）△△△ 【稽古又はリハーサルがある場合】 稽古又はリハーサル開始日（時期） 【未定の事項がある場合】 〇〇〇△△△（未定の事項及び未定の理由を記載）△△△ 2 前項の本業務内容のうち「未定」の事項については、概ね〇〇年〇月〇日頃までに（発注者）及び（スタッフ）が協議の上、決定し、（発注者）が（スタッフ）に対し書面で通知するものとする。	● 業務内容についてを記載します。 ● 業務内容は、制作や技術等の業務の内容について、発注者及びスタッフがお互いに依頼内容を理解し、具体的に何をするのかや業務に従事する期間等が明確になるようできる限り具体的に記載します。 ● 業務の内容には、公演、映画撮影等の業務に加えて、稽古、リハーサル等の業務がある場合には、契約段階においてその時期を明確化しておくとともに、当該業務が報酬に含まれるものかどうか、発注者とスタッフが協議して決めておく必要があります。 ● 具体的な業務内容を明確にできないものがある場合には、その内容が明確にならない理由や内容が明確になると見込まれる予定期日について契約書に記載し、明確にすることができる段階で、発注者とスタッフが十分な協議をした上で、速やかに業務内容を明確にできるようにしておきます。具体的な業務の内容を明確にできないものがある場合について、下請法では、発注時に下請事業者の給付の内容等が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとされていること、その場合には、親事業者は、当該事項を定められない理由、当該事項を定めることとなる予定期日を発注時の書面に記載しなければならないとされている趣旨を踏まえ、ひな型においても記載することを求めています。（未定の理由の記載例：「公演名、公演期間は決まっているが、業務の内容が具体的に決定していないため」等） ● 業務内容を特定するため必要に応じて、広告に関する契約の場合には、広告主名、その他の契約の場合には、放送局名、公演主催者名等を記載明記すること考えられます。 ● 創作物を作り上げていく中で業務内容を変更する必要があることも想定されます。業務内容の変更が生じた場合には、発注者と受注者が協議し、合意した変更内容について発注者が書面で通知する必要があります。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）第 3 条第 1 項では、「親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。」とされています。
- ・下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項では、下請事業者の承諾を得るなどすれば書面に記載すべき事項を書面に代えて電磁的方法によって提供することが認められており、下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項（平成 13 年 3 月 30 日公正取引委員会）では、電磁的方法によって提供する場合の留意事項について示されています。
- ・下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成 15 年 12 月 11 日公正取引委員会事務総長通達第 18 号）第 3 の 2（2）では、「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とは、取引の性質上、製造委託等をした時点では必要記載事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合であり、次のような場合はこれに該当する。ただし、このような場合であっても、親事業者は、特定事項がある場合には、特定事項の内容が定められない理由及び特定事項の内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載する必要がある。また、これらの特定事項については、下請事業者と十分な協議をした上で、速やかに定めなくてはならず、定めた後は、「直ちに」、当該特定事項を記載した補充書面を下請事業者に交付しなければならない。」とされており、上記の次のような場合の例として、「○ 広告制作物の作成委託において、委託した時点では制作物の具体的内容が決定できない等のため、「下請事業者の給付の内容」、「下請代金の額」又は「下請事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合」、「○ 放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「下請代金の額」が定まっていない場合」等が示されています。
- ・フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和 3 年 3 月 26 日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（7～8 頁）では、独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型として、やり直しの要請について、その考え方や優越的地位の濫用として問題となり得る想定例が示されています。

ひな型例	解説
(報酬等) 第〇条 【著作権が発生しない場合】 1 (発注者)は、(スタッフ)に対し、本第〇条に定める業務の報酬として、金〇〇〇,〇〇〇円(消費税等別)を支払う。 【著作権が発生する場合①(報酬に利用許諾又は権利譲渡の対価を含める場合)】 1 (発注者)は、(スタッフ)に対し、第〇条に定める本業務の報酬及び第〇〇条第1項で定める(利用許諾又は権利譲渡)の対価として、金〇〇〇,〇〇〇円(消費税等別)を支払う。 【著作権が発生する場合②(利用許諾又は権利譲渡の対価を報酬と分けて明示する場合)】 1 (発注者)は、(スタッフ)に対し、第〇条に定める本業務の報酬として金〇〇〇,〇〇〇円(消費税等別)、第〇〇条第1項で定める(利用許諾又は権利譲渡)の対価として金〇〇〇,〇〇〇円(消費税等別)を支払う。 【報酬額を定められない正当な理由がある場合】 1 (発注者)と(スタッフ)は、第〇条に定める本業務の報酬を、概ね〇〇〇〇年〇〇月〇〇日頃までに、協議の上、決定し、(発注者)は、(スタッフ)に対し、決定した金額を支払う。報酬額を定められない理由は下記のとおりである。 〇〇〇△△△(理由を記載)△△△ 2 〇〇〇,〇〇〇の諸経費は(スタッフ)の負担とする。 3 前項に定めるもののほか、本業務に要する諸経費は、別に合意したものを除き、(発注者)の負担とする。 4 (発注者)は(スタッフ)に対し、第1項の報酬、前第2項の諸経費のうち(スタッフ)が立て替えて負担した経費を、本業務の遂行が完了した日の翌月〇日に支払うものとする。ただし、支払日が金融機関の休業日である場合、支払期日は前営業日とする。 【分割払いの例】 (発注者)は(スタッフ)に対し、第1項の報酬、前第2項の諸経費のうち(スタッフ)が立て替えて負担した経費を、以下の期日に支払うものとする。ただし、支払日が金融機関の休業日である場合、支払期日は前営業日とする。 ①金〇〇〇,〇〇〇円 契約締結日の属する月の翌月末日	● 報酬等について記載します。 ● 報酬額は、業務内容、専門性、著作権等の権利の利用許諾・譲渡・二次利用の有無、経費負担等を十分に勘案した上で適正なものとなっているか発注者とスタッフが十分に協議し決定する必要があります。またなお、権利の利用許諾又は譲渡がある場合には、その対価について、明確な合意がされることが望ましいです。またなお、成果報酬のような形で別途追加報酬を契約上定めることもできます。 ● 業務内容と同様に、報酬額を明確にできない場合について、下請法では、発注時に下請事業者の給付の内容等が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとされていること、その場合には、親事業者は、当該事項を定められない理由、当該事項を定めることとなる予定期日を発注時の書面に記載しなければならないとされている趣旨を踏まえ、ひな型においても記載することを求めています。 ● 報酬額は本来、契約時点で定めておくべきですが、定められないことについて正当な理由がある場合には、定められない理由、報酬が決定する予定期日を記載し、報酬が曖昧なままに業務を実施することを避けるようにする必要があります。(未定の理由の記載例:「タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、放送番組の具体的な内容について決定していないため」等) ● 分野や職種によっては、事業協同組合や労働組合(ユニオン)が発注者との間で団体協約や労働協約を締結しており、その中で報酬に関する基準が定められている場合がありますので、該当する組合員の報酬決定の際にはそれらを踏まえる必要があります。 ● また、団体内の報酬に関するルールによって報酬額が決まる場合もあります。 ● なお、契約当初の想定を超えた著作物の利用が生じた場合に備え、契約段階においてその協議方法について明確にしておくことが望ましいです。団体協約や著作権等管理事業者による使用料の分配制度(いわゆる集中管理制度)によって、双方の手間を省きつつ、利用の対価を権利者に還元する仕組みもあります。 ● 諸経費は、交通費、材料費、機材費、その他本業務に必要な経費のうち、発注者、スタッフそれぞれが負担するものについて十分に協議した上で具体的に記載します。 ● 報酬等の支払期日について、下請法では、下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定めなければならない、とされている趣旨を踏まえ、業務完了後可能な限り早期に支払われるよう具体的な支払期日を契約書に記載することが望ま

／ ○○年○○月○○日

②金○○○,○○○円 ○○年○○月○○日

③残額 本業務の遂行が完了した月の翌月末日 ／

○○年○○月○○日

5 前項の支払は（スタッフ）の指定する銀行口座に振り込む方法によるものとし、振込手数料は（発注者）の負担とする。

しいです。支払期日が、金融機関の休業日に当たることがあります。ひな型では、支払遅延防止の観点から前営業日としています。翌営業日とする場合は、下請法の考え方を踏まえ順延する期間を2日以内とすることが望ましいです。また、業務が長期にわたる場合や制作費が報酬に含まれる場合等も想定されますので、業務の進捗状況等に依りて分割払いとすることも考えられます。

- 報酬等の支払方法については、現金による直接支払、銀行振込など具体的な支払方法について記載します。なお、銀行振込の場合の振込手数料は、原則として、スタッフが負担する旨の合意がない限り発注者が負担すべきものですが、どちらが負担するか発注者とスタッフが協議の上、契約書に記載しておきます。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第3条第1項では、「親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。」とされています。
- ・ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年12月11日公正取引委員会事務総長通達第18号）第3の2（2）では、「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とは、取引の性質上、製造委託等をした時点では必要記載事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合であり、次のような場合はこれに該当する。ただし、このような場合であっても、親事業者は、特定事項がある場合には、特定事項の内容が定められない理由及び特定事項の内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載する必要がある。また、これらの特定事項については、下請事業者と十分な協議をした上で、速やかに定めなくてはならず、定めた後は、「直ちに」、当該特定事項を記載した補充書面を下請事業者に交付しなければならない。」とされており、上記の次のような場合の例として、「○ 広告制作物の作成委託において、委託した時点では制作物の具体的内容が決定できない等のため、「下請事業者の給付の内容」、「下請代金の額」又は「下請事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合」、「○ 放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「下請代金の額」が定まっていない場合」等が示されています。
- ・ フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（4～7頁）では、独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型として、報酬の支払遅延、報酬の減額、著しく低い報酬の一方的な決定について、その考え方や優越的地位の濫用として問題となり得る想定例が示されています。
- ・ 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（平成10年3月17日、公正取引委員会）では、代金の支払遅延、代金の減額要請、著しく低い対価での取引の要請等について、優越的地位の濫用規制の観点からの考え方や独占禁止法上問題となる場合が示されています。
- ・ 放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（令和3年8月25日策定、文化庁著作権課、総務省情報通信作品振興課）（3頁）では、放送事業者側が許諾交渉に当たっての留意点として、「対価の支払いを伴う著作物等の利用について、放送のみを行う場合と、放送と放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払うこと。」とされています。
- ・ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第2条の2第1項では、「下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。」とされています。
- ・ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年12月11日公正取引委員会事務総長通達第18号）第4の2（5）では、「次のような場合は、下請代金の支払遅延に当たる。カ 親事業者と下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日までに下請代金を支払わないとき。」とされています。
- ・ 民法（明治29年法律第89号）第485条では、「弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とする。」とされています。

ひな型例	解説
(不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い) 第〇条 1 感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、公演等が中止・延期となり本業務ができなくなったときは、(発注者)は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができる。ただし、(スタッフ)は、既に本業務を行った割合に応じて、報酬を請求することができる。 2 前項の規定は、(発注者)及び(スタッフ)が、報酬の支払の要否及びその額について、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期となった日までに(スタッフ)が実施した業務の履行割合、中止・延期により(スタッフ)が負担することとなる経費、公演等のために(スタッフ)が確保していた予定の日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、(発注者)の当該公演等に関する収入の有無、中止公演等に代替する延期公演等の実施の有無等を勘案し、協議の上、決定した場合には適用しない。	● 不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱いについて記載します。 ● 当事者双方の責めに帰することができない事由や発注者の責めに帰すべき事由により業務の履行ができなくなった場合に、契約に特段の定めがなければ、基本的に民法の各規定によることとなります。 ● 不可抗力により公演等が中止・延期となった場合に、スタッフが一方的にしわ寄せを被ることのないよう配慮すべきであり、契約段階において、公演等が中止・延期となった場合の報酬の取扱いについて、発注者とスタッフが十分に協議し、契約書に記載しておく必要があります。 ● 公演等の中止・延期が不可抗力によるものかはいくつかの事情によって判断されますが、第1項では、民法を踏まえ、当事者双方の責めに帰することができない事由により公演等が中止・延期となり業務ができなくなったときは、発注者は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができること、ただし、スタッフは、既に本業務を行った割合に応じて、報酬を請求することができることを定めています。なお、第1項のただし書きについては履行割合型の準委任契約を想定して記載しています。請負契約又は成果報酬型の準委任契約の場合には、「ただし、(スタッフ)は既にした本業務の結果のうち可分な部分において(発注者)が利益を受けるときは、その利益の割合に応じて報酬を請求することができる。」とすることも考えられます。 ● 第2項では、不可抗力による中止・延期の場合に、発注者が当該公演等に関する収入が一切ない場合等も想定されることから、報酬の支払の要否及びその額について、協議の上、決定した場合に関する規定を定めています。発注者及びおよびスタッフが報酬の取扱いについて協議するに当たっては、例えば、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期までにスタッフが実施した業務の履行割合、中止・延期によりスタッフが負担することとなる経費、公演等のためにスタッフが確保していた日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、発注者の当該公演等に関する収入の有無、中止公演等に代わる延期公演等の実施の有無等を勘案し、決定することが望ましいです。 ● ひな型では、中止・延期となった後に、様々な要素を総合的に勘案し、報酬の取扱いを決定することとしていますが、契約段階において、例えば、業務が既に完了している場合は全額を負担する、中止・延期となった際の交通費、宿泊費や機材レンタル等のキャンセル料を負担する、公演等当日の〇〇日前から当日までは報酬額の〇〇%を負担する、公演等当日の報酬額の〇〇%を負担するなど、発注者とスタッフが協議し、事前に合意できるものがある場合には、その負担額や割合等について契約書に記載明記しておくことも考えられます。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・民法（明治 29 年法律第 89 号）では以下の規定があります。

（債務者の危険負担等）

第 536 条 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。

2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

（注文者が受ける利益の割合に応じた報酬）

第 634 条 次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

一 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。

二 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

（受任者の報酬）

第 648 条 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

2 受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めたときは、第 624 条第 2 項の規定を準用する。

3 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

一 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき。

二 委任が履行の途中で終了したとき。

（成果等に対する報酬）

第 648 条の 2 委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。

2 第 634 条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。

- ・新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について（令和 2 年 3 月 10 日、経済産業大臣、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長）において、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、経済産業大臣、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長連名で関係事業者団体に対して要請が行われています。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引 Q & A（令和 2 年 5 月 13 日、公正取引委員会、中小企業庁）では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う発注の取消し等に係る下請法の考え方として、「問 1 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、減産計画の策定、一部の部品の調達不能等により（中略）役務提供委託の発注の取消しをすることは下請法上、問題となりますか。」、「答（中略）役務提供委託においては、受領の概念がありませんが、発注の取消しをする場合に、発注を取り消したことに伴い下請事業者が生じた費用を負担しないときは、下請事業者の利益を不当に害することとなり、不当な給付内容の変更（下請法第 4 条第 2 項第 4 号）として、下請法上、問題となります。」等と示しています。

ひな型例	解説
(安全・衛生) 第〇条 1 (発注者)は、本業務の内容等を勘案して、(スタッフ)がその生命、身体等の安全を確保しつつ本業務を履行することができるよう、<u>事故やハラスメントの防止等</u>必要な配慮をするものとする。 2 (発注者)は、自らが制作<u>責任者又は製作責任者</u>である場合は自らが、そうでない場合は制作<u>責任者又は製作責任者</u>と協議の上、安全衛生管理を行う者を置き、(スタッフ)に対し、書面により通知する。 【(発注者)が保険に加入する場合】 3 (発注者)は、<u>本第〇条に定める業務に係るの期間中、業務中の</u>災害補償として、(発注者)の保険料負担により、(スタッフ)を被保険者とする〇〇保険に加入するものとする。 【(スタッフ)が保険に加入する場合】 3 (スタッフ)は、<u>本第〇条に定める業務に係るの期間中、業務中の</u>災害補償として、(スタッフ)の保険料負担により、(スタッフ)を被保険者とする〇〇保険に加入するものとする。	● 安全・衛生に関することについて記載します。 ● 第1項は、スタッフが個人で業務に従事することを踏まえて、労働契約法第5条に準じて、発注者に対してスタッフの生命、身体等の安全配慮を求めるものです。労働契約法第5条の「生命・身体等の安全」には、心身の健康も含まれるものとされていますので、ひな型においてもこれに準じて心身の健康も含めて配慮を求めるものとしています。 ● <u>第2項は、現場の安全衛生に関する責任体制の確立のため、スタッフの安全衛生管理を行う者を特定し、書面により通知することが望ましく、例えば「劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン」では制作者が安全衛生責任を、「放送番組における出演契約ガイドライン」では放送事業者・番組製作会社が安全衛生管理、事故補償責任を負う考え方が示されています。</u> ● <u>ひな型では、安全衛生管理者について書面により通知することとしています。が、契約段階において安全衛生管理者が特定されている場合には、その氏名等について契約書に記載しておくことも考えられます。</u> ● 事故防止対策等については、「芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について（令和3年3月26日、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長他）」にあるとおり、フリーランスを含めた芸能従事者の就業中の事故防止対策等を徹底するため、現場における災害防止措置として、芸能従事者が行う資材による危険の防止、演技、撮影、照明等の作業における危険の防止の取組、安全衛生に関する対策の確立等として、制作管理者が行う安全衛生に関する責任体制の確立、安全衛生教育の実施、作業環境やトラブル・ハラスメント相談体制の整備等の取組が求められています。 ● ハラスメントについては、防止措置を講じることが事業主に義務づけられており、事業主が職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、自ら雇用する労働者以外の他の事業主が雇用する労働者やフリーランスを含む個人事業主等に対する言動についても同様の方針を併せて示すことが望ましい取組とされています。 ● <u>第2項は、現場の安全衛生に関する責任体制の確立のため、スタッフの安全衛生管理を行う者を特定し、書面により通知することが望ましく、例えば「劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン」では制作者が安全衛生責任を、「放送番組における出演契約ガイドライン」では放送事業者・番組製作会社が安全衛生管理、事故補償責任を負う考え方が示されています。</u> ● 第3項は、スタッフの事故等に備え、保険に加入することが望ましく、発注者が保険に加入したり、スタッフが労災保険の特別加入（令和3年4月1日から労災保険の特別加入が拡大し、芸能関係作業従事者（芸能実演関係、芸能製作関係）、アニメーション制作作業従事者が対象となりました）や民間の保険に加入したりすることが考えられます。なお、スタッフが保険に入る場合の保険料を発注者が負担することも考えられます。このような保険の取扱いについては、契約段階においてその費用負担も含め発注者とスタッフが、十分に協議した上で契約書に記載しておくことが望ましいです。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・労働契約法（平成19年法律第128号）第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」とされています。

- ・労働契約法の施行について（平成 30 年 12 月 28 日一部改正、厚生労働省労働基準局長）（10 頁）では、「法第 5 条の「生命、身体等の安全」には、心身の健康も含まれるものであること。」とされています。
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 4 条では、「労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。」とされています。
- ・ハラスメントに関する主な規定として、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2（職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）、第 11 条の 3（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 25 条（職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）があります。
- ・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）、事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 28 年厚生労働省告示第 312 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号）では、「事業主は、当該事業主が雇用する労働者が、他の労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）のみならず、個人事業主、インターンシップを行っている者等の労働者以外の者に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮する」ことが望ましいとされています。
- ・劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン（平成 29 年 11 月劇場等演出空間運用基準協議会）（20 頁）では、「制作とは、公演の企画を立案し、その実行を統括する業務である。従って、その任に当たる者は、公演制作における包括的な責任を持つ。制作者は制作事業者の指名により、統括安全衛生責任者としての任を負い、公演全体の安全衛生管理体制を整備し、労働災害防止措置を実施する必要がある。演出家、あるいは振付家、音楽監督その他、本節に列記する役割を負うにふさわしい者を選定し、彼らとともに公演制作過程における安全衛生に努める。具体的には、安全衛生管理のために次の事項を統括する。
 1. 制作作業における危険、および健康障害防止措置の実施
 2. 部門間の連絡および調整と、安全衛生管理に配慮した適切なスケジュール作成
 3. 安全衛生管理者の選任
 4. 事業者がおこなう安全衛生教育の指導および援助
 5. 危機管理対策の策定
 6. その他労働災害防止に必要な事項
 公演制作過程全体の安全衛生のために、安全衛生管理者らがどのように役割を担うことが適切かを、自覚的に判断することが求められる。
 プロデューサー、企画制作者、あるいは団体や劇場の芸術監督等が担う。」とされています。
- ・放送番組における出演契約ガイドライン（平成 20 年 2 月、映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会）では、「放送事業者・番組製作会社は番組製作にあたり、実演家に危険を及ぼすことのないよう配慮し、安全衛生管理を行うことを確認する。」、また、「安全衛生管理を行う放送事業者・番組製作会社が事故補償責任を負うことを確認する。」とされています。

ひな型例	解説
(権利) 第〇条 【利用許諾の場合】 1 (スタッフ)は(発注者)又は(発注者)が指定する者が、本業務において生じる著作物に関して次に掲げることを行うことを許諾する。 (1) 著作物の複製 (2) 著作物の次に掲げる上演、演奏、上映及び口述 (ア)〇〇〇における上演(日時:〇〇〇) (3) 著作物の原作品又は複製物の次に掲げる展示 (ア)〇〇〇における展示(日時:〇〇〇) (4) 著作物の次に掲げる放送・有線放送及び放送同時配信等、並びにインターネット上での公衆送信 (ア)放送・有線放送(放送局名:〇〇〇) (イ)放送同時配信等(期間:〇〇〇、配信サイト:〇〇〇△△) (ウ)インターネット上のホームページへの掲載 (期間:〇〇〇~〇〇〇) (5) 著作物の原作品又は複製物の譲渡、貸与及び頒布 (6) 著作物の翻訳、編曲、変形及び翻案 (7) 前号により作成された二次的著作物の利用 2 前項において許諾された以外の利用については、(発注者)及び(スタッフ)が協議の上、決定するものとする。 【権利譲渡の場合】 1 (スタッフ)は(発注者)に対し、本業務から生ずる全ての著作物に係る著作権を譲渡する。 2 (スタッフ)は、(発注者)又は(発注者)が指定する者による前項の著作物の利用に関して、著作者人格権、肖像権、パブリシティ権その他法的権利を行使しないものとするが、(発注者)又は(発注者)が指定する者が、前項の著作物の利用に際して、(スタッフ)の名誉又は声望を害した場合はこの限りでない。 3 (スタッフ)は、(発注者)に対し、本業務により生ずる著作物が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証するとともに、万一、本業務により生ずる著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、(スタッフ)は、その責任と負担のもと、これに対処、解決するものとし、(発注者)に対して一切の迷惑をかけないものとする。	● 各権利の取扱いについて記載します。 ● 創作から生じる著作権は、著作物を無断で利用されない権利(利用してよいかどうかを決定することができる権利)であり、著作者に原始的に帰属するものです。このため、スタッフの著作物の利用方法については、契約段階において発注者とスタッフが協議し、明確にしておく必要があります。 ● 著作物を利用するための契約は、著作者の著作権について、著作者が「利用許諾」をするか「権利譲渡」をするかの二つに大別されます。権利者保護の観点からは各権利が権利者に残る利用許諾とすることが望ましいですが、著作物の利用の円滑化等の観点から、実務上は譲渡とすることもあります。どちらの場合であっても、報酬の設定に<u>当あたり</u>、利用許諾や譲渡の対価を十分に考慮する必要があります。 ● 利用許諾の場合は、どの権利をどの範囲で利用することを許諾するのか、明確にする必要があります。その範囲を超えた利用をする場合には、別途利用条件を協議の上、追加報酬を設定することが考えられます。 ● 権利譲渡とする場合について、ひな型では全部譲渡としていますが、権利を特定して一部を譲渡することもあり得ます。なお、著作権法第27条の権利(翻訳権、翻案権等)及び第28条の権利(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)については、著作権の権利譲渡契約がされた場合でも、権利譲渡の対象としての明示(「特掲」(著作権法第61条第2項)といいます。)がされていない限り、譲渡する者に留保されたものと推定されます。このため、これらの権利を含めて譲渡を受けるためには、契約書において「著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)」と明示しておく必要があります。 ● 権利の対価としてではなく、契約上、別途成果報酬のような形で追加報酬を定めることもできます。 ● <u>著作権等管理事業者による使用料の分配制度(いわゆる集中管理制度)によって、双方の手間を省きつつ、利用の対価を権利者に還元する仕組みもあります。</u> ● 譲渡できない著作者人格権については、著作物の利用にあたっては必要な範囲で改変・編集が行われることは通常想定されることから、ひな型では双方に配慮し、スタッフには人格権を行使しないものとするが、発注者が著作物の利用に際してスタッフの名誉・声望を害した場合はこの限りでないとしています。著作者人格

【衣装や大道具など、それ自体が財産的な価値を持つ成果物を納入するような場合】 4 成果物の所有権は、対価の完済により、（発注者）に移転する。	<u>権といった譲渡することができない権利や、肖像権、パブリシティ権のような人格権由来の権利の取扱いについて確認しておくことが求められます。</u> ● 業務により生ずる著作物が、第三者の権利を侵害しない旨をスタッフが保証することを記載しておきます。 ● 衣装や大道具など、それ自体が財産的な価値を持つ成果物を納入するような場合には、トラブル防止のため、成果物の所有権について明確にしておくことが望ましいです。
--	---

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）では、関連する主な規定として、第 17 条（著作者の権利）、第 21 条（複製権）、第 22 条（上演権及び演奏権）、第 22 条の 2（上映権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 24 条（口述権）、第 25 条（展示権）、第 26 条（頒布権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権及び翻案権等）、第 28 条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）、第 59 条（著作者人格権の一身専属性）、第 61 条（著作権の譲渡）、第 63 条（著作物の利用の許諾）があります。
- ・文化庁では、著作物の創作または利用を職業としない人々が簡単に著作権に関する契約書を作成できるよう「著作権契約書作成支援システム」を提供しています。
- ・放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（令和 3 年 8 月 25 日策定、文化庁著作権課、総務省情報通信作品振興課）では、著作権法第 63 条第 5 項の運用に当たって、権利者側の懸念を払拭しつつ、放送事業者が著作物等を安定的に利用することを可能とし、視聴者の利便性に資するよう解釈・運用の指針を示しています。また、同（3 頁）では、放送事業者側が許諾交渉に当たっての留意点として、「対価の支払いを伴う著作物等の利用について、放送のみを行う場合と、放送と放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払うこと。」とされています。
- ・フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和 3 年 3 月 26 日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（9 頁）では、独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型として、役務の成果物に係る権利の一方的な取扱いについて、その考え方や優越的地位の濫用として問題となり得る想定例が示されています。
- ・肖像権やパブリシティ権は、人格権に由来する権利と解されています（最高裁平成 17 年 11 月 10 日判決、最高裁平成 24 年 2 月 2 日判決等）。

ひな型例	解説
(契約内容の変更) 第〇条 1 本契約の内容を変更する事由が生じた場合は、(発注者)と(スタッフ)において協議し、合意の上、変更することができるものとし、変更された内容は、(発注者)が(スタッフ)に対し、書面で通知するものとする。 2 (発注者)と(スタッフ)は、当該変更による(スタッフ)の負担の増減等を十分に勘案・協議し、必要に応じて第〇条で定める報酬等について見直すものとする。	● 契約の変更について記載します。 ● 文化芸術に関する業務は、契約締結後に契約内容を変更する必要があることが考えられます。このような場合に、発注者とスタッフが協議ができるよう契約書に記載しておく必要があります。 ● 発注者とスタッフが協議の上、合意した内容については、変更後の契約内容の明確化やトラブル防止の観点から、書面により明確にしておくことが重要です。 ● 内容の変更に当たっては、変更によるスタッフの負担の増減等を十分に勘案し、必要があれば適切に報酬等に反映していくことが望ましく、発注者はスタッフと十分に協議することが求められます。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（14頁）では、「取引上の地位が優越している発注事業者が、一方的に、取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合に、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。」とされています。

別添 実演家の出演に関する契約書のひな型例及び解説（案）

○このひな型例及び解説は、発注者（公演、番組、映画等の制作者や主催者である事業者等）と個人で活動する実演家（公演、番組、映画等に出演する者）との間の出演に関する業務委託契約に関するものです。

○文化芸術分野における取引の適正化等の観点から契約に必要な基本的事項を盛り込んでいる参考例です。文化芸術分野の取引は、分野、職種、案件等により、業務内容や期間等が様々であることから、個々の状況に合わせてご活用下さい（例えば、発注者が実演家に継続的に業務を依頼する場合に、共通する事項を「基本契約」、公演日、場所、報酬等の個別の事項を「個別契約」（発注書）として契約する等）。

○書面は、契約書、確認書、発注書など様々なものが考えられ、交付の方法も紙による交付に加え、メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録によるものなどが考えられます。少なくとも契約が成立したこと、業務内容や報酬等の基本的事項に関する記録を書面により残しておくことが重要です。

○なお、フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについては、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口として、「フリーランス・トラブル110番」が設置されています。

ひな型例	解説
（業務内容） 第〇条 1 （発注者）は、（実演家）に対し、次に定める出演に関する業務（以下「<u>出演業務</u>という。）を委託する（以下「<u>出演業務</u>という。）。 （1）作品名（公演名、番組名、映画名等）：〇〇〇 （2）場所（出演会場、放送局等）：〇〇〇 （3）<u>出演業務</u>の内容及び期間 【公演・撮影等】※本番 〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで <u>〇〇〇△△△</u>（具体的な<u>業務の出演</u>内容を記載）<u>△△△</u> 【稽古又はリハーサルがある場合】 稽古又はリハーサル開始日（時期） 【未定の事項がある場合】 <u>〇〇〇△△△</u>（未定の事項及び未定の理由を記載）<u>△△△</u> 2 <u>前項</u>の出演業務のうち「未定」の事項については、概ね〇〇年〇月〇日頃までに（発注者）及び（実演家）が協議の上、決定し、（発注者）が（実演家）に対し書面で通知するものとする。	● 業務内容について記載します。 ● 業務内容は、<u>出演業務の内容（公演、番組、映画等）について</u>、発注者及び実演家がお互いに依頼内容を理解し、具体的に何をするのかや業務に従事する期間等が明確になるようできる限り具体的に記載します。 ● <u>出演業務</u>の内容には、公演、映画撮影等の業務に加えて、稽古、リハーサル等の業務がある場合には、契約段階においてその時期を明確化しておくとともに、<u>当該業務が報酬に含まれるものかどうか、発注者と実演家が協議して決めておく</u>必要があります。 ● 具体的な<u>業務出演</u>内容を明確にできないものがある場合には、その内容が明確にならない理由や内容が明確になると見込まれる予定期日について契約書に記載し、明確にすることができる段階で、発注者と実演家が十分な協議をした上で、速やかに業務内容を明確にできるようにしておきます。具体的な<u>業務出演</u>内容を明確にできないものがある場合について、下請法では、発注時に下請事業者の給付の内容等が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとされていること、その場合には、親事業者は、当該事項を定められない理由、当該事項を定めることとなる予定期日を発注時の書面に記載しなければならないとされている趣旨を踏まえ、ひな型においても記載することを求めています。（未定の理由の記載例：「公演名、公演期間は決まっているが、<u>業務</u>の内容が具体的に決定していないため」等） ● 業務内容を特定するため必要に応じて、広告に関する出演契約の場合には、広告主名、その他の出演契約の場合には、放送局名、公演主催者名等を<u>記載明記</u>することも考えられます。 ● 創作物を作り上げていく中で業務内容を変更する必要があることも想定されます。業務内容の変更が生じた場合には、発注者と実演家が協議

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）第 3 条第 1 項では、「親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。」とされています。
- ・下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項では、下請事業者の承諾を得るなどすれば書面に記載すべき事項を書面に代えて電磁的方法によって提供することが認められており、下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項（平成 13 年 3 月 30 日公正取引委員会）では、電磁的方法によって提供する場合の留意事項について示されています。
- ・下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成 15 年 12 月 11 日公正取引委員会事務総長通達第 18 号）第 3 の 2（2）では、「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とは、取引の性質上、製造委託等をした時点では必要記載事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合であり、次のような場合はこれに該当する。ただし、このような場合であっても、親事業者は、特定事項がある場合には、特定事項の内容が定められない理由及び特定事項の内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載する必要がある。また、これらの特定事項については、下請事業者と十分な協議をした上で、速やかに定めなくてはならず、定めた後は、「直ちに」、当該特定事項を記載した補充書面を下請事業者に交付しなければならない。」とされており、上記の次のような場合の例として、「○ 広告制作物の作成委託において、委託した時点では制作物の具体的内容が決定できない等のため、「下請事業者の給付の内容」、「下請代金の額」又は「下請事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合」、「○ 放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「下請代金の額」が定まっていない場合」等が示されています。
- ・フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和 3 年 3 月 26 日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（7～8 頁）では、独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型として、やり直しの要請について、その考え方や優越的地位の濫用として問題となり得る想定例が示されています。

ひな型例	解説
(報酬等) 第〇条 【実演のみの場合】 1 (発注者)は、(実演家)に対し、第〇条に定める出演業務の報酬として、金〇〇〇,〇〇〇円(消費税等別)を支払う。 【報酬に利用許諾又は権利譲渡の対価を含める場合】 1 (発注者)は、(実演家)に対し、第〇条に定める出演業務の報酬及び第〇〇条第1項で定める(利用許諾又は権利譲渡)の対価として、金〇〇〇,〇〇〇円(消費税等別)を支払う。 【報酬に利用許諾又は権利譲渡の対価を報酬と分けて明示する場合】 1 (発注者)は、(実演家)に対し、第〇条に定める出演業務の報酬として金〇〇〇,〇〇〇円(消費税等別)、第〇条第1項で定める(利用許諾又は権利譲渡)の対価として金〇〇〇,〇〇〇円(消費税等別)を支払う。 【報酬額を定められない正当な理由がある場合】 1 (発注者)と(実演家)は、第〇条に定める出演業務の報酬を、概ね〇〇〇〇年〇〇月〇〇日頃までに、協議の上、決定し、(発注者)は、(実演家)に対し、決定した金額を支払う。報酬額を定められない理由は下記のとおりである。 〇〇〇△△△(理由を記載)△△△ 2 〇〇〇,〇〇〇の諸経費は(実演家)の負担とする。 3 前項に定めるもののほか、出演本業務に要する諸経費は、別に合意したものを除き、(発注者)の負担とする。 4 (発注者)は(実演家)に対し、第1項の報酬、前第2項の諸経費のうち(実演家)が立て替えて負担した経費を、出演業務の遂行が完了した日の翌月〇日に支払うものとする。ただし、支払日が金融機関の休業日である場合、支払期日は前営業日とする。 【分割払いの例】 (発注者)は(実演家)に対し、第1項の報酬、前第2項の諸経費のうち(実演家)が立て替えて負担した経費を、以下の期日に支払うものとする。ただし、支払日が金融機関の休業日である場合、支払期日は前営業日とする。 ①金〇〇〇,〇〇〇円 契約締結日の属する月の翌月末日 ／ 〇〇年〇〇月〇〇日	● 報酬等について記載します。 ● 報酬額は、業務内容、専門性、著作権等の権利の利用許諾・譲渡・二次利用の有無、経費負担等を十分に勘案した上で適正なものとなっているか発注者と実演家が十分に協議し決定する必要があります。またなお、権利の利用許諾又は譲渡がある場合には、その対価について、明確な合意がされることが望ましいです。なおまた、成果報酬のような形で別途追加報酬を契約上定めることもできます。 ● 業務内容と同様に、報酬額を明確にできない場合について、下請法では、発注時に下請事業者の給付の内容等が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとされていること、その場合には、親事業者は、当該事項を定められない理由、当該事項を定めることとなる予定期日を発注時の書面に記載しなければならないとされている趣旨を踏まえ、ひな型においても記載することを求めています。 ● 報酬額は本来、契約時点で定めておくべきですが、定められないことについて正当な理由がある場合には、定められない理由、報酬が決定する予定期日を記載し、報酬が曖昧なままに業務を実施することを避けるようにする必要があります。(未定の理由の記載例:「タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、放送番組の具体的な内容について決定していないため」等) ● 分野や職種によっては、事業協同組合や労働組合(ユニオン)が発注者との間で団体協約や労働協約を締結しており、その中で報酬に関する基準が定められている場合がありますので、該当する組合員の報酬決定の際にはそれらを踏まえる必要があります。 ● また、団体内の報酬に関するルールによって報酬額が決まる場合もあります。 ● なお、契約当初の想定を超えた実演の利用が生じた場合に備え、契約段階においてその協議方法について明確にしておくことが望ましいです。団体協約や著作権等管理事業者による使用料の分配制度(いわゆる集中管理制度)によって、双方の手間を省きつつ、利用の対価を権利者に還元する仕組みもあります。 ● 諸経費は、交通費、衣装代、メイク代、その他当該出演業務に必要な経費のうち、発注者、実演家それぞれが負担するものについて十分に協議した上で具体的に記載します。 ● 報酬等の支払期日について、下請法では、下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない、とされている趣旨を踏まえ、業務完了後可能な限り早期に支払われるよう具体的な支払期日を契約書に記載することが望ましいです。支払期日が、金融機関の休業日に当たることがあります。ひな型では、支払遅延防止の観点から前営業

②金〇〇〇,〇〇〇円 〇〇年〇〇月〇〇日 ③残額 出演業務の遂行が完了した月の翌月末日 ／ 〇〇年〇〇月〇〇日	日としています。翌営業日とする場合は、下請法の考え方を踏まえ順延する期間を 2 日以内とすることが望ましいです。また、業務が長期にわたる場合等も想定されますので、業務の進捗状況等に応じて分割払いとすることも考えられます。 ● 報酬等の支払方法については、現金による直接支払、銀行振込など具体的な支払方法について記載します。なお、銀行振込の場合、振込手数料は、原則として、実演家が負担する旨の合意がない限り発注者が負担すべきものですが、どちらが負担するか発注者と実演家が協議の上、契約書に記載しておきます。
5 前項の支払は（実演家）の指定する銀行口座に振り込む方法によるものとし、振込手数料は（発注者）の負担とする。	

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）第 3 条第 1 項では、「親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。」とされています。
- ・下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成 15 年 12 月 11 日公正取引委員会事務総長通達第 18 号）第 3 の 2（2）では、「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とは、取引の性質上、製造委託等をした時点では必要記載事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合であり、次のような場合はこれに該当する。ただし、このような場合であっても、親事業者は、特定事項がある場合には、特定事項の内容が定められない理由及び特定事項の内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載する必要がある。また、これらの特定事項については、下請事業者と十分な協議をした上で、速やかに定めなくてはならず、定めた後は、「直ちに」、当該特定事項を記載した補充書面を下請事業者に交付しなければならない。」とされており、上記の次のような場合の例として、「○ 広告制作物の作成委託において、委託した時点では制作物の具体的内容が決定できない等のため、「下請事業者の給付の内容」、「下請代金の額」又は「下請事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合」、「○ 放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「下請代金の額」が定まっていない場合」等が示されています。
- ・フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和 3 年 3 月 26 日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（4～7 頁）では、独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型として、報酬の支払遅延、報酬の減額、著しく低い報酬の一方的な決定について、その考え方や優越的地位の濫用として問題となり得る想定例が示されています。
- ・役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（平成 10 年 3 月 17 日、公正取引委員会）では、代金の支払遅延、代金の減額要請、著しく低い対価での取引の要請等について、優越的地位の濫用規制の観点からの考え方や独占禁止法上問題となる場合が示されています。
- ・放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（令和 3 年 8 月 25 日策定、文化庁著作権課、総務省情報通信作品振興課）（3 頁）では、放送事業者側が許諾交渉に当たっての留意点として、「対価の支払いを伴う著作物等の利用について、放送のみを行う場合と、放送と放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払うこと。」とされています。
- ・下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）第 2 条の 2 第 1 項では、「下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。」とされています。
- ・下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成 15 年 12 月 11 日公正取引委員会事務総長通達第 18 号）第 4 の 2（5）では、「次のような場合は、下請代金の支払遅延に当たる。カ 親事業者と下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日まで下請代金を支払わないとき。」とされています。
- ・民法（明治 29 年法律第 89 号）第 485 条では、「弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とする。」とされています。

ひな型例	解説
(不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い) 第〇条 1 感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、公演等が中止・延期となり出演業務ができなくなったときは、(発注者)は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができる。ただし、(実演家)は、既に出演業務を行った割合に応じて、報酬を請求することができる。 2 前項の規定は、(発注者)及び(実演家)が、報酬の支払の要否及びその額について、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期となった日までに(実演家)が実施した業務の履行割合、中止・延期により(実演家)が負担することとなる経費、公演等のために(実演家)が確保していた予定の日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、(発注者)の当該公演等に関する収入の有無、中止公演等に代替わる延期公演等の実施の有無等を勘案し、協議の上、決定した場合には適用しない。	● 不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱いについて記載します。 ● 当事者双方の責めに帰することができない事由や発注者の責めに帰すべき事由により出演業務の履行ができなくなった場合に、契約に特段の定めがなければ、基本的に民法の各規定によることとなります。 ● 不可抗力により公演等が中止・延期となった場合に、実演家が一方的にしわ寄せを被ることをないように配慮すべきであり、契約段階において、公演等が中止・延期となった場合の報酬の取扱いについて、発注者と実演家が十分に協議し、契約書に記載しておく必要があります。 ● 公演等の中止・延期が不可抗力によるものかはいくつかの事情によって判断されますが、第1項では、民法を踏まえ、当事者双方の責めに帰することができない事由により公演等が中止・延期となり出演業務ができなくなったときは、発注者は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができること、ただし、実演家は、既に出演業務を行った割合に応じて、報酬を請求することができることを定めています。なお、第1項のただし書きについては履行割合型の準委任契約を想定して記載しています。請負契約又は成果報酬型の準委任契約の場合には、「ただし、(実演家)は既にした出演業務の結果のうち可分な部分において(発注者)が利益を受けるときは、その利益の割合に応じて報酬を請求することができる。」とすることも考えられます。 ● 第2項では、不可抗力による中止・延期の場合に、発注者が当該公演等に関する収入が一切ない場合等も想定されることから、報酬の支払の要否及びその額について、協議の上、決定した場合に関する規定を定めています。発注者及びおよび実演家が報酬の取扱いについて協議するに当たっては、例えば、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期までに実演家を実施した業務の履行割合、中止・延期により実演家が負担することとなる経費、公演等のために実演家が確保していた日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、発注者の当該公演等に関する収入の有無、中止公演等に代わる延期公演等の実施の有無等を勘案し、決定することが望ましいです。 ● ひな型では、中止・延期となった後に、様々な要素を総合的に勘案し、報酬の取扱いを決定することとしていますが、契約段階において、例えば、業務が既に完了している場合は全額を負担する、中止・延期となった際の交通費、宿泊費や衣装レンタル等のキャンセル料を負担する、公演等当日の〇〇日前から当日までは報酬額の〇〇%を負担する、公演等の出演料の〇〇%を負担するなど、発注者と実演家が協議し、事前に合意できるものがある場合には、その負担額や割合等について契約書に記載明記しておくことも考えられます。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・民法（明治 29 年法律第 89 号）では以下の規定があります。

（債務者の危険負担等）

第 536 条 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。

2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

（注文者が受ける利益の割合に応じた報酬）

第 634 条 次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

一 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。

二 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

（受任者の報酬）

第 648 条 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

2 受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めたときは、第 624 条第 2 項の規定を準用する。

3 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

一 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき。

二 委任が履行の途中で終了したとき。

（成果等に対する報酬）

第 648 条の 2 委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。

2 第 634 条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。

- ・新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について（令和 2 年 3 月 10 日、経済産業大臣、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長）において、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、経済産業大臣、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長連名で関係事業者団体に対して要請が行われています。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引 Q & A（令和 2 年 5 月 13 日、公正取引委員会、中小企業庁）では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う発注の取消し等に係る下請法の考え方として、「問 1 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、減産計画の策定、一部の部品の調達不能等により（中略）役務提供委託の発注の取消しをすることは下請法上、問題となりますか。」、「答（中略）役務提供委託においては、受領の概念がありませんが、発注の取消しをする場合に、発注を取り消したことに伴い下請事業者が生じた費用を負担しないときは、下請事業者の利益を不当に害することとなり、不当な給付内容の変更（下請法第 4 条第 2 項第 4 号）として、下請法上、問題となります。」等と示しています。

ひな型例	解説
(安全・衛生) 第〇条 1 (発注者)は、<u>出演本業務</u>の内容、実演家の年齢・性別等を勘案して、(実演家)がその生命、身体等の安全を確保しつつ<u>出演本業務</u>を履行することができるよう、<u>事故やハラスメントの防止等</u>必要な配慮をするものとする。 2 (発注者)は、自らが制作<u>責任者又は製作責任者</u>である場合は自らが、そうでない場合は制作<u>責任者又は製作責任者</u>と協議の上、安全衛生管理を行う者を置き、(実演家)に対し、書面により通知する。 【(発注者)が保険に加入する場合】 3 (発注者)は、<u>第〇条に定める出演業務に係るの期間中、出演業務中の</u>災害補償として、(発注者)の保険料負担により、(実演家)を被保険者とする<u>〇〇〇〇〇〇〇</u>保険に加入するものとする。 【(実演家)が保険に加入する場合】 3 (実演家)は、<u>第〇条に定める出演業務に係るの期間中、出演業務中の</u>災害補償として、(実演家)の保険料負担により、(実演家)を被保険者とする<u>〇〇〇〇〇〇〇</u>保険に加入するものとする。	● 安全・衛生に関することについて記載します。 ● 第1項は、実演家が個人で出演業務に従事することを踏まえて、労働契約法第5条に準じて、発注者に対して実演家の生命、身体等の安全配慮を求めるものです。労働契約法第5条の「生命・身体等の安全」には、心身の健康も含まれるものとされていますので、ひな型においてもこれに準じて心身の健康も含めて配慮を求めるものとしています。 ● <u>第2項は、現場の安全衛生に関する責任体制の確立のため、実演家の安全衛生管理を行う者を特定し、書面により通知することが望ましく、例えば「劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン」では制作者が安全管理責任を、「放送番組における出演契約ガイドライン」では放送事業者・番組製作会社が安全衛生管理、事故補償責任を負う考え方が示されています。</u> ● <u>ひな型では、安全衛生管理者について書面により通知することとしています。が、契約段階において安全衛生管理者が特定されている場合には、その氏名等について契約書に記載しておくことも考えられます。</u> ● 事故防止対策等については、「芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について（令和3年3月26日、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長他）」にあるとおり、フリーランスを含めた芸能従事者の就業中の事故防止対策等を徹底するため、現場における災害防止措置として、芸能従事者が行う資材による危険の防止、演技、撮影、照明等の作業における危険の防止の取組、安全衛生に関する対策の確立等として、制作管理者が行う安全衛生に関する責任体制の確立、安全衛生教育の実施、作業環境やトラブル・ハラスメント相談体制の整備等の取組が求められています。 ● ハラスメントについては、防止措置を講じることが事業主に義務づけられており、事業主が職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、他の事業主が雇用する労働者やフリーランスを含む個人事業主等に対しても同様の方針を併せて示すことが望ましい取組とされています。 ● <u>第2項は、現場の安全衛生に関する責任体制の確立のため、実演家の安全衛生管理を行う者を特定し、書面により通知することが望ましく、例えば「劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン」では制作者が安全管理責任を、「放送番組における出演契約ガイドライン」では放送事業者・番組製作会社が安全衛生管理、事故補償責任を負う考え方が示されています。</u> ● 第3項は、実演家の事故等に備え、保険に加入することが望ましく、発注者が保険に加入したり、実演家が労災保険の特別加入（令和

	3 年 4 月 1 日から労災保険の特別加入が拡大し、芸能関係作業従事者（芸能実演関係、芸能製作関係）が対象となりました）や民間の保険に加入したりすることが考えられます。 なお、実演家が保険に入る場合の保険料を発注者が負担することも考えられます。このような保険の取扱いについては、契約段階においてその費用負担も含め発注者と実演家が、十分に協議した上で契約書に記載しておくことが望ましいです。
--	---

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 5 条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」とされています。
- ・労働契約法の施行について（平成 30 年 12 月 28 日一部改正、厚生労働省労働基準局長）（10 頁）では、「法第 5 条の「生命、身体等の安全」には、心身の健康も含まれるものであること。」とされています。
- ・ハラスメントに関する主な規定として、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2（職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）、第 11 条の 3（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 25 条（職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）があります。
- ・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）、事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 28 年厚生労働省告示第 312 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号）では、「事業主は、当該事業主が雇用する労働者が、他の労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）のみならず、個人事業主、インターンシップを行っている者等の労働者以外の者に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮する」ことが望ましいとされています。
- ・劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン（平成 29 年 11 月劇場等演出空間運用基準協議会）（20 頁）では、「制作とは、公演の企画を立案し、その実行を統括する業務である。従って、その任に当たる者は、公演制作における包括的な責任を持つ。制作者は制作事業者の指名により、統括安全衛生責任者としての任を負い、公演全体の安全衛生管理体制を整備し、労働災害防止措置を実施する必要がある。演出家、あるいは振付家、音楽監督その他、本節に列記する役割を負うにふさわしい者を選定し、彼らとともに公演制作過程における安全衛生に努める。具体的には、安全衛生管理のために次の事項を統括する。
 1. 制作作業における危険、および健康障害防止措置の実施
 2. 部門間の連絡および調整と、安全衛生管理に配慮した適切なスケジュール作成
 3. 安全衛生管理者の選任
 4. 事業者がおこなう安全衛生教育の指導および援助
 5. 危機管理対策の策定
 6. その他労働災害防止に必要な事項
 公演制作過程全体の安全衛生のために、安全衛生管理者らがどのように役割を担うことが適切かを、自覚的に判断することが求められる。
 プロデューサー、企画制作者、あるいは団体や劇場の芸術監督等が担う。」とされています。
- ・放送番組における出演契約ガイドライン（平成 20 年 2 月、映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会）では、「放送事業者・番組製作会社は番組製作にあたり、実演家に危険を及ぼすことのないよう配慮し、安全衛生管理を行うことを確認する。」、また、「安全衛生管理を行う放送事業者・番組製作会社が事故補償責任を負うことを確認する。」とされています。

ひな型例	解説
(権利) 第〇条 【利用許諾の場合】 1 (実演家)は(発注者)又は(発注者)が指定する者が、出演業務における実演に関して次に掲げることを行うことを許諾する。 (1) 実演の録音及び録画 (2) 実演の次に掲げるリアルタイム利用(生中継・生配信) (ア)〇〇〇による中継(日時:〇〇〇) (3) 実演を録音又は録画したものの、次に掲げる放送・有線放送及び放送同時配信等、並びにインターネット上での公衆送信 (ア)放送・有線放送(放送局名:〇〇〇) (イ)放送同時配信等 (期間:〇〇〇、配信サイト:〇〇〇△△) (ウ)インターネット上のホームページへの掲載 (期間:〇〇〇~〇〇〇) (エ)有償又は無償での配布、販売及び貸与 (4) 写真の撮影及び次に掲げる利用 (ア)印刷物への掲載 (イ)インターネット上のホームページへの掲載 (期間:〇〇〇~〇〇〇) 2 前項において許諾された以外の利用については、(発注者)及び(実演家)が協議の上、決定するものとする。 【権利譲渡の場合】 1 (実演家)は(発注者)に対し、出演業務から生ずる全ての実演及び著作物に係る著作隣接権及び著作権を譲渡する。 2 (実演家)は、(発注者)又は(発注者)が指定する者による前項の実演及び著作物の利用に関して、実演家人格権、著作家人格権、肖像権、パブリシティ権その他法的権利を行使しないものとするが、(発注者)又は(発注者)が指定する者が、前項の実演及び著作物の利用に際して、(実演家)の名誉又は声望を害した場合はこの限りでない。 3 (実演家)が出演業務において第三者が著作権を有する著作物等を利用する場合は、(発注者)が(発注者)の責任でその利用許諾を得て使用料を支払う等の必要な権利処理を行う。	● 各権利の取扱いについて記載します。 ● 出演から生じる著作隣接権や著作権は、実演や著作物を無断で利用されない権利(利用してよいかどうかを決定することができる権利)であり、実演家に原始的に帰属するものです。このため、実演家の実演の利用方法については、契約段階において発注者と実演家が協議し、明確にしておく必要があります。 ● 実演を利用するための契約は、実演家の著作隣接権及び著作権について、実演家が「利用許諾」をするか「権利譲渡」をするかの二つに大別されます。権利者保護の観点からは各権利が権利者に残る利用許諾とすることが望ましいですが、作品等の利用の円滑化等の観点から、実務上は譲渡とすることもあります。どちらの場合であっても、報酬の設定に<u>当あたり</u>、利用許諾や譲渡の対価を十分に考慮する必要があります。 ● 利用許諾の場合は、どの権利をどの範囲で利用することを許諾するのか、明確にする必要があります。その範囲を超えた利用をする場合には、別途利用条件を協議の上、追加報酬を設定することが考えられます。 ● <u>権利譲渡とする場合について、ひな型では全部譲渡としていますが、権利を特定して一部を譲渡することもあり得ます。</u>なお、著作権法第27条の権利(翻訳権、翻案権等)及び第28条の権利(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)については、著作権の権利譲渡契約がされた場合でも、権利譲渡の対象としての明示(「特掲」(著作権法第61条第2項)といいます。)がされていない限り、譲渡する者に留保されたものと推定されます。このため、これらの権利を含めて譲渡を受けるためには、契約書において「著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)」と明示しておくことが必要です。 ● <u>著作権等管理事業者による使用料の分配制度(いわゆる集中管理制度)によって、双方の手間を省きつつ、利用の対価を権利者に還元する仕組みもあります。</u> ● なお、実演家の了解を得て「映画の著作物」に「録音」「録画」された実演については、その後の利用について、実演家に著作隣接権は及ばなくなります(いわゆる「ワンチャンス主義」)。その場合は、その後の実演の利用までを念頭においた契約条件を決めておく必要があります。その際、権利の対価としてではなく、契約上、別途成果報酬のような形で追加報酬を定めることもできます。また、放送事業者は著作権法第93条(放送等のための固定)に基づいて放送番組に「録音・録画」した実演については、実演家から未だ「録音・録画の了解」を得ていないために、その後の利用について、改めて実演家の了解を得ることが必要になります。 ● <u>譲渡できない実演家人格権及び著作者人格権については、実演の利用に当たっては必要な範囲で改変・編集が行われることは通常想定されることから、ひな型では双方に配慮し、実演家には人格権</u>

	を行使しないものとするが、<u>発注者が実演及び著作物の利用に際して実演家の名誉・声望を害した場合はこの限りでないとしています。実演家人格権や著作者人格権といった譲渡することができない権利や、肖像権、パブリシティ権のような人格権由来の権利の取扱いについて確認しておくことが求められます。</u> ● 曲を演奏したり戯曲を演じたりするなど、実演において第三者が著作権を有する著作物等を利用する場合、誰がその権利処理を行うかを明確にしておく必要があります。一つの曲を大勢で演奏するケースなどが想定されることから、ひな型では発注者が権利処理を行うこととしています。
--	---

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）では、関連する主な規定として、第 17 条（著作者の権利）、第 59 条（著作者人格権の一身専属性）、第 61 条（著作権の譲渡）、第 63 条（著作物の利用の許諾）、第 89 条（著作隣接権）、第 91 条第 1 項（録音権及び録画権）、第 92 条第 1 項（放送権及び有線放送権）、第 92 条の 2 第 1 項（送信可能化権）、第 94 条の 2（放送される実演の有線放送）、第 95 条第 1 項（商業用レコードの二次使用）、第 95 条の 2 第 1 項（譲渡権）、第 95 条の 3（商業用レコードの貸与権等）、第 101 条の 2（実演家人格権の一身専属性）があります。
- ・文化庁では、著作物の創作または利用を職業としない人々が簡単に著作権に関する契約書を作成できるよう「著作権契約書作成支援システム」を提供しています。
- ・放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（令和 3 年 8 月 25 日策定、文化庁著作権課、総務省情報通信作品振興課）では、著作権法第 63 条第 5 項の運用に当たって、権利者側の懸念を払拭しつつ、放送事業者が著作物等を安定的に利用することを可能とし、視聴者の利便性に資するよう解釈・運用の指針を示しています。また、同（3 頁）では、放送事業者側が許諾交渉に当たっての留意点として、「対価の支払いを伴う著作物等の利用について、放送のみを行う場合と、放送と放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払うこと。」とされています。
- ・フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和 3 年 3 月 26 日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（9 頁）では、独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型として、役務の成果物に係る権利の一方的な取扱いについて、その考え方や優越的地位の濫用として問題となり得る想定例が示されています。
- ・肖像権やパブリシティ権は、人格権に由来する権利と解されています（最高裁平成 17 年 11 月 10 日判決、最高裁平成 24 年 2 月 2 日判決等）。

ひな型例	解説
(契約内容の変更) 第〇条 1 本契約の内容を変更する事由が生じた場合は、(発注者)と(実演家)において協議し、合意の上、変更することができるものとし、変更された内容は、(発注者)が(実演家)に対し、書面で通知するものとする。 2 (発注者)と(実演家)は、当該変更による(実演家)の負担の増減等を十分に勘案・協議し、必要に応じて第〇条で定める報酬等について見直すものとする。	● 契約の変更について記載します。 ● 文化芸術に関する業務は、契約締結後に契約内容を変更する必要があることが考えられます。このような場合に、発注者と実演家が協議ができるよう契約書に記載しておく必要があります。 ● 発注者と実演家が協議の上、合意した内容については、変更後の契約内容の明確化やトラブル防止の観点から、書面により明確にしておくことが重要です。 ● 内容の変更に当たっては、変更による実演家の負担の増減等を十分に勘案し、必要があれば適切に報酬等に反映していくことが望ましく、発注者は実演家と十分に協議することが求められます。

【参考】主な関係法令・ガイドライン等

- ・フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（14頁）では、「取引上の地位が優越している発注事業者が、一方的に、取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合に、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。」とされています。



文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ)(案) 概要

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議

文化庁

I はじめに

- これまで業務内容や報酬等が十分に明示されずに、芸術家等が不利な条件の下で業務に従事せざるを得ない状況や、コロナ禍において契約書等がないために報酬額や活動機会の減少を証明できず、国の支援を受ける上で大きな支障も生じている
- 改善の方向性、契約書のひな型及び解説、実効性確保のための方策等を示すことにより、文化芸術分野における適正な契約関係の構築、ひいてはプロフェッショナルの確立を目指し、安心・安全な環境での持続可能な文化芸術活動の実現を図ることを目的とする
- 文化芸術基本法第16条の芸術家等のうち、個人で活動する芸術家等が一方当事者となって、事業者や文化芸術団体等から依頼を受けて行う文化芸術に関する業務の契約関係を対象

II 文化芸術分野における契約上の課題

- 関係者間の信頼関係や従来の慣習等により、口頭による契約が多い
- 分野、職種、案件により、業務内容や契約期間が異なるなど契約が多様であり、契約書作成に係る事務負担が大きい
- 業務内容が創作過程で変わることもあるため、契約時に業務内容や業務量を正確に見積もることが困難
- 契約書があっても一方的な内容であれば、芸術家等が不利益を被ったり、トラブルに発展したりする 等

III 課題を踏まえた改善の方向性

契約内容明確化のための契約の書面化

- 契約の書面化の推進のため、各分野や業界等の実情に応じた推進方法が求められる
- 書面の形は契約書以外にも様々であるが、メール等を含め記録に残すことが重要

取引の適正化の促進

- 報酬や取引条件について、芸術家等が協議・交渉しやすい環境を整備していくことが必要
- 専門性や提供する役務に見合った報酬とするなど、取引の適正化を促進していく必要

IV 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等

(1) 業務内容

- 具体的な業務や期間等を可能な限り明確に、できない場合は理由や予定期日を記載

(2) 報酬等

- 業務内容や専門性等に応じた適正な金額となるよう双方で十分に協議、諸経費も明確に

(3) 不可抗力による中止・延期

- 契約段階において十分に協議、事後的に協議する場合は業務の履行割合等を勘案し決定

(4) 安全・衛生

- 発注者は受注者の安全に配慮、事故・ハラスメント防止のため責任体制を確立

(5) 権利

- 許諾の場合の利用範囲や譲渡の範囲など取扱いを明確に、対価の決定時に十分考慮

(6) 内容変更

- 変更内容も書面により明確に、変更による負担の増減等を勘案して報酬等に反映

- 基本的な項目のほか、広告宣伝、クレジット（氏名表示）、損害賠償責任、暴力団排除、契約終了後、秘密保持等、中途解約、紛争解決に関する条項や、所属事務所等が発注者と契約する場合の留意点を整理
- スタッフの制作や技術等に関する業務委託契約、実演家の出演に関する業務委託契約を対象として、契約書のひな型例及び解説を作成
- 分野共通的な項目や取引の適正化の観点から基本的な項目に絞って提示しており、柔軟に工夫し活用されることを期待

V 適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策

- 官民一体となって、中長期的に継続して取り組む必要
- 行政には、研修会の実施や相談窓口の設置をはじめとする継続的な取組や支援を行うこと、また既存の各種法令に違反する事実が認められる場合は各行政機関において適切に対応されることを期待
- 当事者となる事業者等及び業界団体には、ルール作りや環境整備に努めること、芸術家等においては知識を深め、協議等の努力を行うことを期待